

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年4月14日提出
【発行者名】	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 一郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目2番16号
【事務連絡者氏名】	吉田 雄資
【電話番号】	03-5290-3423
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	損保ジャパン日本株オープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	募集額 1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

損保ジャパン日本株オープン

ただし、愛称として「むぎわら帽子」という名称を用いることがあります。

（以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

格付は取得していません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

上記金額には申込手数料及び申込手数料に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は含まれていません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日¹の基準価額²とします。

上記金額には申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額は含まれていません。

1 日本における委託会社および販売会社の営業日に限り、申込みの取扱いは行われます。

2 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額については、委託会社（損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社、ホームページ：<http://www.sjam.co.jp/>、電話03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社（受益権の取得の申込みの取扱いを行う第一種金融商品取引業を行う者および登録金融機関を総称して、以下「販売会社」といいます。）に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

（５）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた申込金額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じて得た額です。

申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

分配金を受け取る一般コースと分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。自動けいぞく投資とは、収益分配の際に税引き後の収益分配金を、無手数料で自動的に再投資する方法です。販売会社に

よっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。

償還乗換えによりお申込みの場合は、償還金の範囲内(単位型証券投資信託にあつては、当該償還金とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数については、手数料はかかりません。

償還乗換えとは、信託終了日の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金額を申込金額として、その支払を行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合があります。

(6) 【申込単位】

一般コース

1万口単位または1万円以上1円単位

自動けいぞく投資コース

1万円以上1円単位

申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

継続申込期間 平成22年4月15日から平成22年10月14日までです。

継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所は、原則として販売会社の本支店等とします。販売会社については、委託会社(ホームページ：<http://www.sjam.co.jp/>、電話03-5290-3519 営業部(受付時間：営業日の午前9時～午後5時))までお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、お申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

投資家から申込まれた募集に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として申込取扱場所と同じです。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

申込証拠金

ありません。

日本以外の地域における発行

ありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(1 1) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(1 1) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目的に、「損保ジャパン日本株マザーファンド」（以下「マザーファンド」または「親投資信託」ということがあります。）受益証券を主要投資対象として積極的な運用を行うことを基本とします。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加できます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

社団法人投資信託協会が定める当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<当ファンドの商品分類の定義>

項目	該当する 商品分類	内容
単位型投信・追加型投信	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ
大型株 中小型株	年4回 年6回 (隔月)	北米 欧州 アジア オセアニア	
債券 一般 公債	年12回 (毎月)	中南米 アフリカ	
社債	その他 ()	中近東 (中東) エマージング	
その他債券 クレジット属性 () 不動産投信			
その他資産 (投資信託証券(株式 一般))			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) ファミリーファンドの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をしますので、商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。

<当ファンドの属性区分の定義>

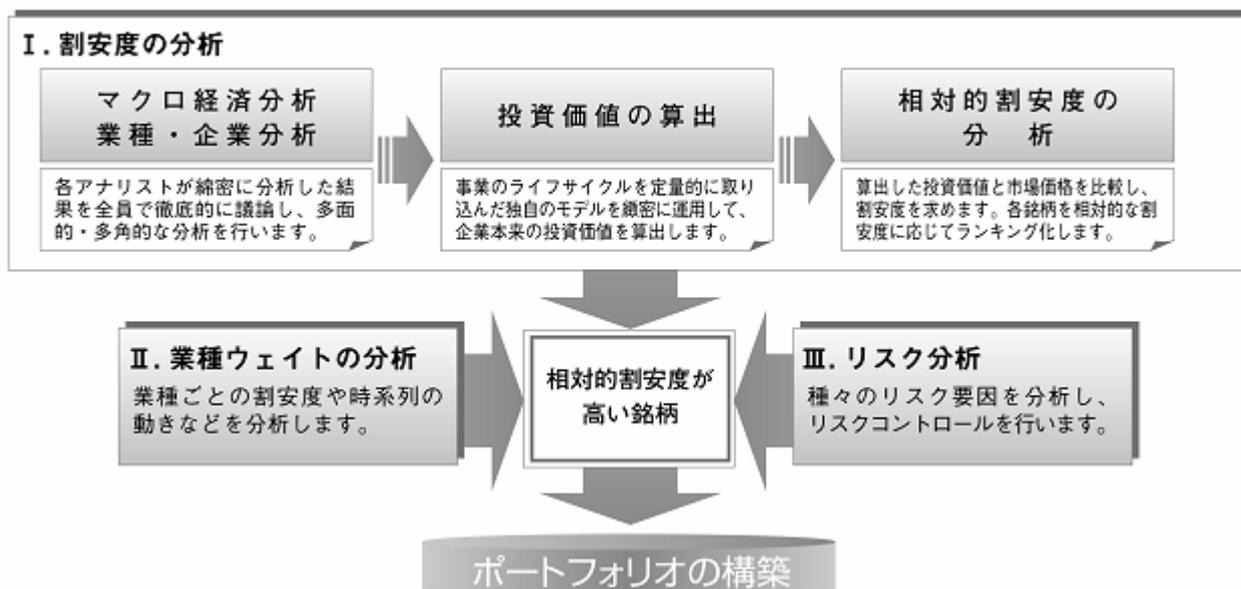
項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産(投資信託証券(株式一般))	目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものに投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は信託約款において、マザーファンド(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

当ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<ファンドの特色>

1. 当ファンドは、主として「損保ジャパン日本株マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、日本の株式に分散投資することで、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。
2. 当ファンドの運用は、「東証株価指数（TOPIX）」をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指します。
※ベンチマークとは、ファンドの運用成果を計る指標です。
 ※東証株価指数とは、東京証券取引所第一部上場全銘柄の基準時（1968年1月4日終値）の時価総額を100としてその後の時価総額を指数化したものです。
3. 損保ジャパン日本株マザーファンドは、本来の投資価値に対して市場価格が割安となっていると考えられる銘柄に投資します。

ポートフォリオ構築の手順



本来の投資価値に対して市場価格が割安となっている銘柄を選別します。

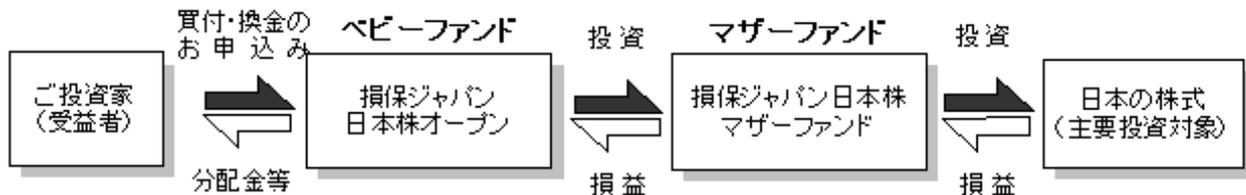
- 『いかなる資産も本来の投資価値を有しており、市場価格はこの投資価値に近づく。』
－これが当社の投資哲学です。
- この投資哲学に基づき、当社はそれぞれの資産の『本来あるべき投資価値』を分析することに注力しています。そのため、綿密な調査と独自の評価モデルを活用しています。
- 本来の投資価値と市場価格を比較して割安度の高い銘柄を基本的保有銘柄としますが、ポートフォリオの構築は割安度の分析だけでなく、業種ウェイトや種々のリスク分析の結果も加味して行います。

当社では企業分析から銘柄の選択・ポートフォリオの構築まで組織的な意思決定のもとに行います。

（２）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」（「損保ジャパン日本株オープン」）とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」（「損保ジャパン日本株マザーファンド」）に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。当ファンドは「ベビーファンド」にあたります。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



「損保ジャパン日本株マザーファンド」には、損保ジャパン日本株オープン以外にも当該マザーファンドに投資するファンド（ベビーファンド）があります。また、今後当該マザーファンドに投資する他のファンドが設定される場合もあります。

ファンドの関係法人

（ ）委託会社または委託者：損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。

（ ）販売会社

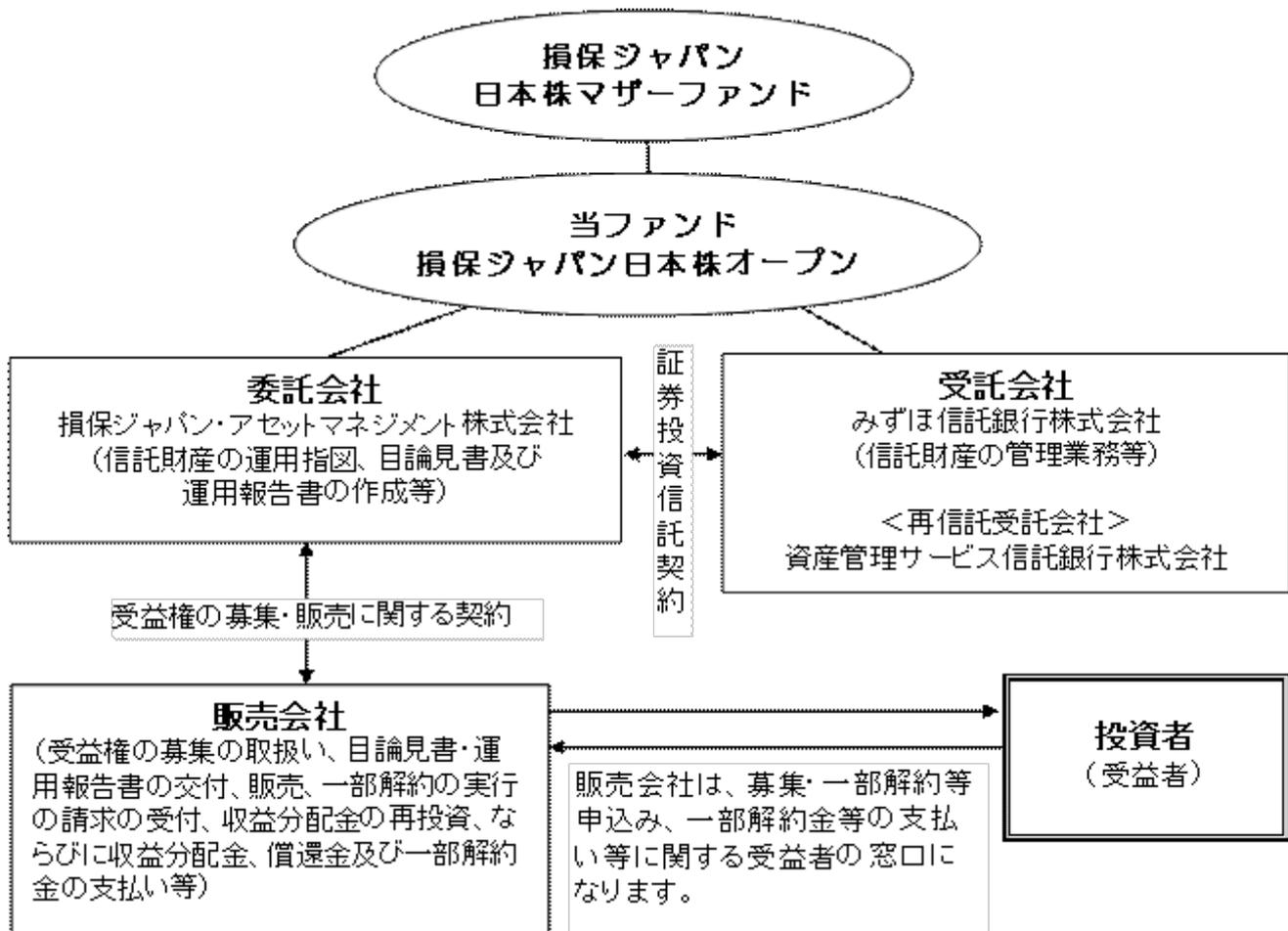
委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。

（ ）受託会社または受託者：みずほ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

委託会社との証券投資信託契約に基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の処理の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

ファンドの関係法人図



委託会社等の概況

() 資本金の額 1,550百万円(平成22年2月末現在)

() 委託会社の沿革

昭和61年	2月25日	安田火災投資顧問株式会社設立
昭和62年	2月20日	投資顧問業の登録
昭和62年	9月9日	投資一任業務の認可取得
平成3年	6月1日	プリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災プリンソン投資顧問株式会社に商号変更
平成10年	1月1日	安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成10年	3月3日	安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
平成10年	3月31日	証券投資信託委託業の免許取得
平成14年	7月1日	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成19年	9月30日	金融商品取引業者として登録

()大株主の状況(平成22年2月末現在)

名称	住所（所在地）	所有株式数 （株）	持株比率 （％）
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目 26番1号	11,802	70.0
ザ・ティーシーダブリュー グループ・インク	米国カリフォルニア州 ロサンゼルス市 南フィグエロア通り865番地	5,058	30.0
合計		16,860	100.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、信託財産の長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

b. 運用方針

投資対象

損保ジャパン日本株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の株式、内外公社債に直接投資することもできます。

投資態度

- () 主としてわが国の株式（損保ジャパン日本株マザーファンド受益証券を含みます。）に投資し、長期的運用を行います。
- () 転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）や新株引受権証券および新株予約権証券（外貨建てを含みます。）等に投資する場合があります。
- () 株式（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含む。）の組入比率は原則として信託財産総額の50%超（高位に維持）を基本とします。なお、株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。
- () 当ファンドの運用は、「東証株価指数（TOPIX）」をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指します。
- () 資金動向や市況動向によっては、前述のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- () 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第26条、第27条および第28条に定めるものに限りません。）
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形
- () 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された損保ジャパン日本株マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券及び次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．コマーシャル・ペーパー
- 7．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1．から6．までの証券または証書の性質を有するもの
- 8．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券および外国の者の発行する証券または証書で、新株引受権証券または分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券の性質を有するものを含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 9．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）
- 10．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 11．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 12．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、前記1．の証券または証書および7．の証券または証書のうち1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2．から5．までの証券および7．の証券または証書のうち2．から5．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前記5．の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

<運用体制について>

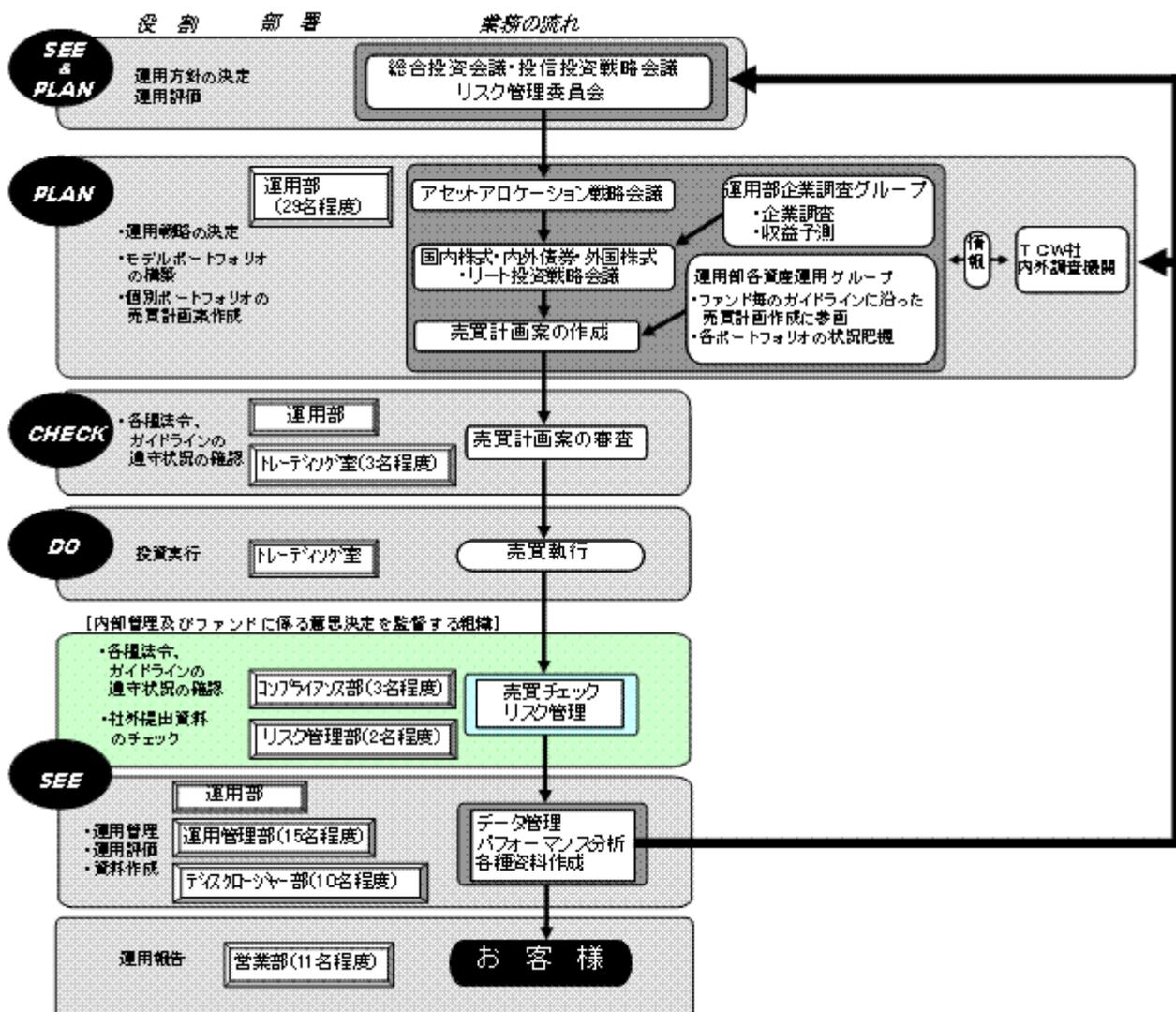
当ファンドの基本運用方針については、総合投資会議および投信投資戦略会議で決定され、個別銘柄の選定を含めた投資方針については、運用部の各運用資産グループにおける投資戦略会議で決定されます。運用計画の立案、売買執行の指示、キャッシュ・ポジションの管理は、運用部が行っています。

<社内内規等について>

社内規程で当ファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種規程や「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規範」、「コンプライアンス・マニュアル」等の服務規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。

また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。

<当ファンドの運用の意思決定プロセス>



(注) 上図は、平成22年2月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則として7月15日、当該日が休業日の場合は翌営業日とします）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲

繰越分を含めた利子・配当収入及び売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】

a. 当ファンドの信託約款に基づく投資制限

株式への投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

投資する株式等の範囲

（ ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（ ）前記（ ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

新株引受権証券等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と親投資信託に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引の指図範囲

（ ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

（ ）前記（ ）の信用取引の指図は、次の1. から6. に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1. から6. に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券

4. 売出により取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図および範囲

- () 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし（以下同じ）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。
- () 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- () 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は現金に限るものとします。

スワップ取引の運用指図および範囲

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下、本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- () スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- () 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図および範囲

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- () 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額(マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額(以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額(以下本項において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- () 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額(マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額(以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額(以下本項において「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- () 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- () 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と損保ジャパン日本株マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産価額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と損保ジャパン日本株マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産価額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券の貸付の指図及び範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の1．および2．の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
- 1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- () 前記1．および2．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- () 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

受託会社による資金の立替え

- () 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- () 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- () 前記()及び()の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど

別にこれを定めます。

b. 法令に基づく投資制限

同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないとされています。

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを指図してはならないとされています。

3【投資リスク】

当ファンドは値動きのある証券に投資をしますので基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額等に影響を与えると想定される、主なリスク及び留意点は以下のとおりです。ただし、すべてのリスクを網羅したものではありません。

<当ファンドの投資にかかるリスク>

株式投資のリスク

当ファンドでは、株式を保有します。株式投資の主要なリスクは「価格変動リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」です。

「価格変動リスク」とは、株式の価格が、企業業績、政治・経済情勢、市況等の影響を受けて下落することをいいます。株式は一般に、債券よりも価格変動性が高く、急激に予想を超えた変動をすることもあります。また、当ファンドでは、中小型株を一部組入れる場合があります。中小型株は大型株に比べ価格変動性が高いことが多いといえます。

「信用リスク」とは、株式の発行者の事業活動や財務状態に不利な事態が生じた場合、経営不安や倒産等に陥った場合、またはそれらに関する外部評価の変化等により、当該発行者の株式の価格が下落したり、配当の規模や頻度が減少すること等をいいます（投資資金が回収できなくなる場合もあります。）。

「流動性リスク」とは、市況等や株式の発行者の財務状態等の影響による株式の取引量の減少等により、ファンドにとって最適な時期・価格で株式を売却または購入できなかった場合等に損失となったり、値上がり益を得る機会を逸すること等をいいます。株式の流動性が著しく低下した場合には、実質的に取引停止状態となることや、取引できても価格が大きく乱高下すること等があります。当ファンドでは、中小型株を一部組入れる場合があります。中小型株は、大型株に比べ流動性に欠けることが多いといえます。

銘柄選択のリスク

当ファンドでは、個別銘柄の選択によって収益を追求するため、個別銘柄がベンチマークを構成する銘柄とは異なる場合があります。そのため、当ファンドの組入銘柄の価格変動が当ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、株式市場全体やベンチマークの収益率を下回る可能性もあります。

ベンチマークとは、ファンドの運用成果を計る指標です。

コール・ローン等の相手先に関するリスク

ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

<その他の留意点>

ファミリーファンド方式に関わる留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

当ファンドに関連する法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

販売会社に関わる留意点

販売会社より委託会社に対してお申込金額の払込が実際になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは販売会社を通じて行われます。委託会社はそれぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社の取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込代金の預かり等を含む販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

運用に関わる留意点

市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

お申込み、ご換金に関わる留意点

<お申込時>

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したとき（「緊急事態発生時」といいます。）は、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

<ご換金時>

委託会社は、緊急事態発生時には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

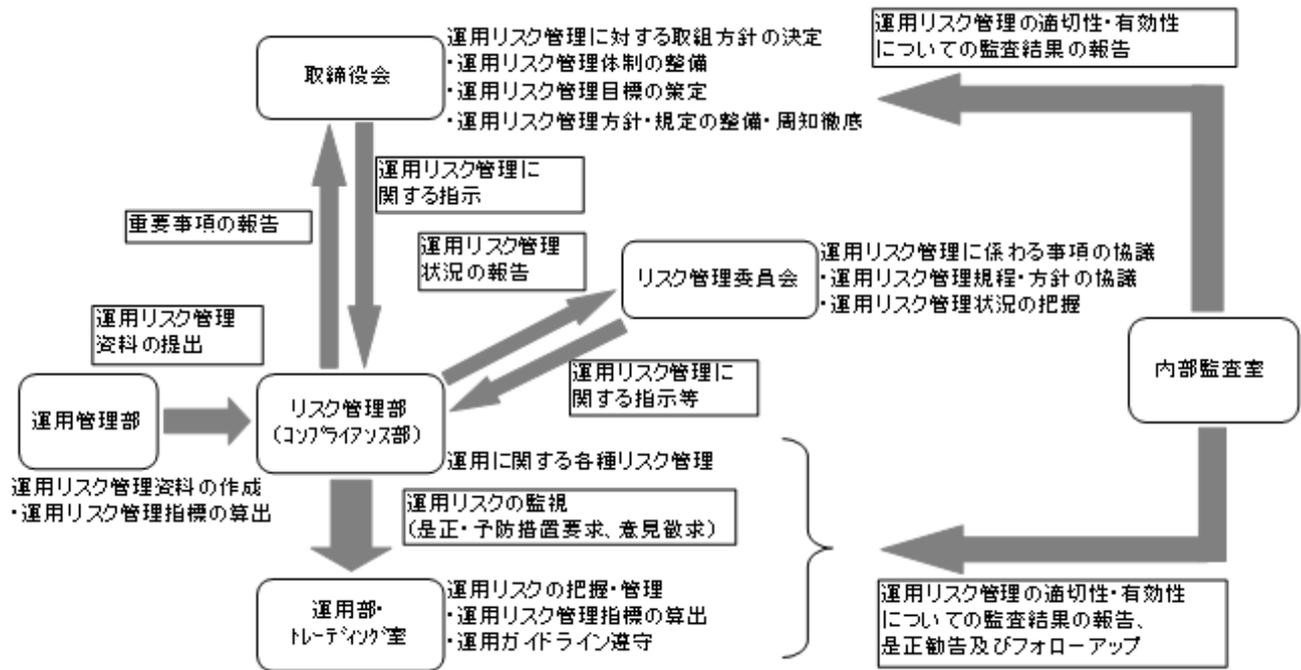
投資対象資産またはマザーファンドの組入割合に関わる留意点

当ファンドにおいて短期間に大量の追加設定や解約が発生した場合、市況の急激な変動が予想される場合、分配金あるいは償還金の準備をする必要がある場合又は、信託財産の規模によっては、投資対象資産またはマザーファンドの組入割合が低下する場合があります。

ご解約に伴う売却価格に関わる留意点

ご解約のお申込みがあった場合、解約資金を手当てするために、投資対象資産を売却する必要がある場合があります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押し下げることがあります。また、金融危機的状况等により市場の流動性が著しく低下している場合等にも、当初期待した価格では売却できない場合があり、結果として基準価額が下落する要因となります。

<当ファンドのリスク管理体制>



(注)上図は、平成22年2月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

(参考)「損保ジャパン日本株マザーファンド」の投資態度

- (A) 主に日本株式を投資対象とします。
 (B) 日本株式の銘柄選択は、以下のように行います。

日本株式の投資候補銘柄群を、日経300株価指数の構成銘柄をベースに全市場の中から、各業種で時価総額の大きさ、売買流動性、信用リスク、事業内容等を選考基準に、銘柄を絞り込みます。

マクロ経済分析、産業動向分析により、経済のファンダメンタルズ分析を行った上で、独自の株式評価モデルを利用して、各銘柄の投資価値（理論的株価）を算出します。

株式評価モデルでは、アナリストが各企業の売上高成長率、売上高営業利益率、投資資産利回りなどの予測を行い、将来の業績予測を行います。この分析をもとに推計した将来の配当の現在価値の合計値を求めたものが、株式の投資価値（理論的株価）であると考えています。

各銘柄の理論的株価と市場価格を比較することで、全投資候補銘柄群の相対的割安度をランキングします。

このランキングに基づいて、割安度の高い銘柄を中心に、業種ウェイトとリスク分析を加味した上でポートフォリオを構築します。

最終的に組入銘柄を決定する際には、アナリストによる候補企業の収益予測を再度チェックし、信用リスク、当面の業績動向や株価に悪影響を与えるリスクシナリオなど、あらゆる角度から徹底的に検討を行います。

（参考）「損保ジャパン日本株マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

2．運用方針

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象といたします。

(2) 投資態度

主としてわが国の上場株式及び店頭登録銘柄に投資し、長期的運用を行います。

転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債や新株引受権証券等（外貨建てを含みます。）に投資する場合があります。

株式（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含む。）の組入比率は原則として信託財産総額の50%超（高位に維持）を基本とします。なお、株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

有価証券等の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下、「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ」取引といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用を図るため、信託財産に属する有価証券の貸付を行うことができます。

信用取引の指図は、信託財産が保有する当該銘柄の株式数、転換社債に係る転換可能株式数、新株引受権付社債及び新株引受権証券の引受権または新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権の行使可能株式数での売付（現渡しまたは買戻しによる決済も可能とします。）に限り行うことができます。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等は、信託約款第17条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第18条の範囲で行います。

金利先渡取引及び為替先渡取引は、信託約款第19条の範囲で行います。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

< 申込み時に受益者が負担する費用・税金 >

時期	項目	費用・税金
申込み時	申込手数料 および消費税 等相当額	申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた申込金額に3.15% (税抜 3.0%) を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。 申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- 1 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。
- 2 税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。
- 3 自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。ただし、ご換金時には信託財産留保額をご負担いただきます。

時期	項目	費用
解約請求時	信託財産留保額	解約請求受付日の基準価額に対して 0.3%

(3)【信託報酬等】

< 信託財産で間接的に負担する（信託財産中から支弁される）費用・税金 >

時期	項目		費用・税金		
毎日	信託報酬	信託報酬の総額	純資産総額に対し 年率 1.575% (税抜1.50%)		
		信託報酬の配分 (純資産総額に対し)	委託会社 年率0.735% (税抜0.70%)	販売会社 年率0.735% (税抜0.70%)	受託会社 年率0.105% (税抜0.10%)

委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.575% (税抜1.50%) を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は前記の表のとおりです。（下記 のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦收受します。）

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末、または信託終了の時に、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬に対する消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します。（税額は、税法改正時には変更となります。）

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から收受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を收受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額が含まれています。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及び先物取引・オプション取引等及びコール取引等に要する費用及び外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、前記 に定める信託事務の処理に要する諸費用のうち監査費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、実際の費用額（年間26.25万円（税抜25万円））を上限として、純資産総額に定率（年0.00315%（税抜0.0030%））を乗じて日々計算し、各計算期間の最初の6ヵ月終了日および各計算期末または信託終了のとき信託財産からその支弁を受けることとします。なお、上限金額については、現在年間26.25万円（税抜25万円）としますが、今後、監査費用の変動に伴い変動する可能性があります。

（５）【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

< 収益分配時 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

上記の税率は、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

< 一部解約時および償還時 >

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として課税対象となり、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

上記の税率は、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

上記の税率は、平成24年1月1日以降は15%（所得税15%）となる予定です。

（注1）個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合等については個別元本の計算方法が異なる場合があります。受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記<収益分配金の課税について>をご参照ください。）

（注2）収益分配金の課税について

- ・追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は、税法が改正された場合等には、変更になることがあります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家または税務署等にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成22年2月19日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	792,166,131	99.07
現金及びその他の資産（負債控除後）		7,407,825	0.93
合計（純資産総額）		799,573,956	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

<参考>

上記表における「親投資信託受益証券」は、全て「損保ジャパン日本株マザーファンド」の受益証券であります。同マザーファンドの全体の投資状況は以下のとおりです。

損保ジャパン日本株マザーファンド

平成22年2月19日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	5,825,234,990	98.76
現金及びその他の資産（負債控除後）		73,217,030	1.24
合計（純資産総額）		5,898,452,020	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 評価額上位30銘柄

当ファンドは、平成22年2月19日現在、1銘柄の親投資信託を保有しており、以下の通りです。

平成22年2月19日現在

国/地域	種類	銘柄名	保有数量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	評価損益 (円)	投資 比率 (％)
日本	親投資信託 受益証券	損保ジャパン日本株 マザーファンド	885,596,570	0.8414	745,140,959	0.8945	792,166,131	47,025,172	99.07

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b. 種類別投資比率

平成22年2月19日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.07
合計	99.07

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する種類別の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考> 損保ジャパン日本株マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位30銘柄

平成22年2月19日現在

順位	市場	銘柄名	種類	業種	保有数量 (株)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	東証一部	住友商事	国内株式	卸売業	254,900	941	239,754,513	958	244,194,200	4.14
2	東証一部	本田技研	国内株式	輸送用機器	77,800	2,706	210,517,419	3,095	240,791,000	4.08
3	東証一部	日本電信電話	国内株式	情報・通信業	58,800	3,857	226,812,144	3,910	229,908,000	3.90
4	東証一部	東日本旅客鉄道	国内株式	陸運業	34,700	5,921	205,451,939	5,910	205,077,000	3.48
5	東証一部	トヨタ自動車	国内株式	輸送用機器	53,900	3,602	194,134,735	3,300	177,870,000	3.02
6	東証一部	東海旅客鉄道	国内株式	陸運業	257	588,726	151,302,657	660,000	169,620,000	2.88
7	東証一部	三菱UFJフィナンシャルG	国内株式	銀行業	363,200	566	205,578,560	450	163,440,000	2.77
8	東証一部	三井住友海上HD	国内株式	保険業	74,000	2,465	182,401,362	2,174	160,876,000	2.73
9	東証一部	KDDI	国内株式	情報・通信業	331	505,495	167,318,679	481,000	159,211,000	2.70
10	東証一部	ブリヂストン	国内株式	ゴム製品	103,700	1,563	162,118,232	1,460	151,402,000	2.57
11	東証一部	リコー	国内株式	電気機器	92,000	1,193	109,798,181	1,254	115,368,000	1.96
12	東証一部	豊田通商	国内株式	卸売業	90,500	1,345	121,728,191	1,270	114,935,000	1.95
13	東証一部	塩野義製薬	国内株式	医薬品	63,500	1,883	119,553,755	1,781	113,093,500	1.92
14	東証一部	みずほフィナンシャルG	国内株式	銀行業	653,400	225	146,931,002	171	111,731,400	1.89
15	東証一部	三井住友フィナンシャルG	国内株式	銀行業	37,900	3,610	136,804,039	2,855	108,204,500	1.83
16	東証一部	ソニー	国内株式	電気機器	31,700	2,477	78,507,327	3,095	98,111,500	1.66
17	東証一部	日本たばこ産業	国内株式	食料品	274	276,406	75,735,190	322,000	88,228,000	1.50
18	東証一部	新日鉱ホールディングス	国内株式	石油・石炭製品	193,000	403	77,683,211	434	83,762,000	1.42
19	東証一部	新日本石油	国内株式	石油・石炭製品	171,000	469	80,125,101	467	79,857,000	1.35
20	東証一部	キヤノン	国内株式	電気機器	20,500	3,077	63,086,065	3,705	75,952,500	1.29
21	東証一部	東京エレクトロン	国内株式	電気機器	13,400	4,708	63,087,616	5,600	75,040,000	1.27
22	東証一部	大塚商会	国内株式	情報・通信業	13,200	5,036	66,475,327	5,520	72,864,000	1.24
23	東証一部	富士フィルムHLDS	国内株式	化学	23,600	3,001	70,813,038	2,875	67,850,000	1.15
24	東証一部	積水ハウス	国内株式	建設業	77,000	827	63,641,715	852	65,604,000	1.11
25	東証一部	第一三共	国内株式	医薬品	36,300	1,702	61,782,600	1,800	65,340,000	1.11
26	東証一部	日本電気	国内株式	電気機器	267,000	284	75,779,335	242	64,614,000	1.10
27	東証一部	長谷工コーポレーション	国内株式	建設業	783,500	98	76,959,995	82	64,247,000	1.09
28	東証一部	山武	国内株式	電気機器	31,300	1,923	60,174,548	1,988	62,224,400	1.05
29	東証一部	カシオ	国内株式	電気機器	92,700	702	65,087,359	662	61,367,400	1.04
30	東証一部	島津製作所	国内株式	精密機器	95,000	697	66,175,183	642	60,990,000	1.03

(注1) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

b．種類別投資比率

平成22年2月19日現在

資産の種類	投資比率（％）
株式	98.76
合計	98.76

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する種類別の時価の比率です。

c．業種別投資比率

平成22年2月19日現在

業種	評価金額（円）	投資比率（％）
電気機器	654,674,600	11.10
情報・通信業	626,389,800	10.62
卸売業	551,074,800	9.34
銀行業	515,228,900	8.73
輸送用機器	478,611,000	8.11
陸運業	418,126,000	7.09
建設業	378,137,000	6.41
保険業	279,551,600	4.74
医薬品	227,848,900	3.86
化学	214,596,100	3.64
小売業	198,447,300	3.36
ゴム製品	188,076,800	3.19
石油・石炭製品	163,619,000	2.77
機械	140,982,700	2.39
食料品	137,196,300	2.33
不動産業	134,945,300	2.29
ガラス・土石製品	84,753,000	1.44
鉄鋼	74,387,200	1.26
その他金融業	68,498,490	1.16
精密機器	60,990,000	1.03
サービス業	60,125,700	1.02
非鉄金属	47,777,000	0.81
繊維製品	36,890,000	0.63
その他製品	29,356,000	0.50
証券,商品先物取引業	29,043,500	0.49
金属製品	25,908,000	0.44
合計	5,825,234,990	98.76

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の時価の比率です。

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年2月19日及び同日前1年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

	1万口当たり純資産額		ファンドの純資産総額	
	分配落ち (円)	分配付き (円)	分配落ち(円)	分配付き(円)
第1期末 (平成11年7月15日)	10,026	12,326	6,143,868,360	7,553,241,038
第2期末 (平成12年7月17日)	9,997	9,997	5,556,268,242	5,556,268,242
第3期末 (平成13年7月16日)	7,992	7,992	5,111,470,052	5,111,470,052
第4期末 (平成14年7月15日)	6,726	6,726	4,022,224,790	4,022,224,790
第5期末 (平成15年7月15日)	6,068	6,068	2,761,597,337	2,761,597,337
第6期末 (平成16年7月15日)	7,282	7,282	2,390,830,477	2,390,830,477
第7期末 (平成17年7月15日)	7,470	7,470	2,160,931,928	2,160,931,928
第8期末 (平成18年7月18日)	9,217	9,217	2,303,004,339	2,303,004,339
第9期末 (平成19年7月17日)	10,774	11,274	1,683,026,207	1,761,129,702
第10期末 (平成20年7月15日)	7,824	7,824	1,203,843,857	1,203,843,857
第11期末 (平成21年7月15日)	5,557	5,557	774,764,372	774,764,372
平成21年2月末	4,608	-	714,766,905	-
3月末	4,850	-	725,971,950	-
4月末	5,280	-	786,370,742	-
5月末	5,747	-	853,637,476	-
6月末	6,001	-	838,579,868	-
7月末	6,038	-	839,322,985	-
8月末	6,300	-	874,198,632	-
9月末	6,054	-	837,708,667	-
10月末	5,820	-	803,422,512	-
11月末	5,431	-	748,467,422	-
12月末	5,851	-	805,929,284	-
平成22年1月末	5,893	-	810,661,240	-
2月19日	5,849	-	799,573,956	-

【分配の推移】

	期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期	自 平成10年7月31日 至 平成11年7月15日	2,300
第2期	自 平成11年7月16日 至 平成12年7月17日	0
第3期	自 平成12年7月18日 至 平成13年7月16日	0
第4期	自 平成13年7月17日 至 平成14年7月15日	0
第5期	自 平成14年7月16日 至 平成15年7月15日	0
第6期	自 平成15年7月16日 至 平成16年7月15日	0
第7期	自 平成16年7月16日 至 平成17年7月15日	0
第8期	自 平成17年7月16日 至 平成18年7月18日	0
第9期	自 平成18年7月19日 至 平成19年7月17日	500
第10期	自 平成19年7月18日 至 平成20年7月15日	0
第11期	自 平成20年7月16日 至 平成21年7月15日	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期	23.26
第2期	0.29
第3期	20.06
第4期	15.84
第5期	9.78
第6期	20.01
第7期	2.58
第8期	23.39
第9期	22.32
第10期	27.38
第11期	28.97
第12期中	13.12

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

6 【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

<p>お申込受付</p>	<p>継続申込期間：平成22年4月15日から平成22年10月14日まで</p> <p>継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。</p> <p>毎営業日において、原則としていつでも申込みいただくことができます。お申込みの受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）</p> <p>取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したとき（「緊急事態発生時」といいます。）は、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとし、</p> </div>
<p>お申込単位</p>	<p>一般コース：1万口単位または1万円以上1円単位 自動けいぞく投資コース：1万円以上1円単位 申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。</p>
<p>お申込価額</p>	<p>取得申込受付日の基準価額とします。基準価額は日々変動します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されることがあります。</p> </div> <p>当ファンドの基準価額については、 委託会社（損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社） ホームページ：http://www.sjam.co.jp/ 電話03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。</p>
<p>お申込手数料</p>	<p>申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた申込金額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じて得た額です。申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。</p>

- ・ 証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者(信託期間を延長した証券投資信託(追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日(以下「当初の信託終了日」といいます。)以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。)にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。)が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。)または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。)の属する月の翌月の初日から起算して3カ月以内に、当該償還金の支払いを受けた当該販売会社でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の当該受益権の価額は、当該償還金の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数(以下「償還金取得口数」といいます。)については前記「お申込手数料」に定める手数料を徴しないものとし、当該取得申込総口数のうち償還金取得口数を超える口数については前記「お申込手数料」に定める当該取得申込総口数に適用される率を基準価額に乗じて得た手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、販売会社は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。
- ・ この信託以外の追加型証券投資信託の受益権をこの信託に関して販売会社において申込んだ受益者が、当該投資信託終了日の1年以内で当該販売会社が別に定める期間においてこれを買取請求または解約し、かつ、かかる売却代金または一部解約代金をもって、当該売却または解約から起算して当該販売会社が別に定める期間内に、当該販売会社でこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合については、当該販売会社は手数料を独自に定めることができます。

（２）換金（解約）手続等

ご換金受付	<p>毎営業日において、原則としていつでも申込みいただくことができます。ご換金される場合は、お申込みの販売会社へお申し出ください。</p> <p>ご換金のお申込みの受付は原則として午後３時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）</p> <p>ご換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>委託会社は、緊急事態発生時には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとし、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。</p> </div> <p>信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。</p>
ご換金単位	<p>一般コース：1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位 自動けいぞく投資コース：1口単位</p> <p>ご換金単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。</p>
ご換金方法	<p>解約価額は、解約請求受付日の基準価額に対して信託財産留保額（当該基準価額の0.3%）を控除した額となります。</p> <p>信託財産留保額とは、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。</p> <p>ご換金時には税金が課せられます。詳しくは前記「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4.手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。</p>
支払開始日	<p>解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。</p>

7【管理及び運営の概要】

<p>資産の評価</p>	<p>基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。</p> <p>基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。</p> <p>なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。ただし、社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。</p> <p>基準価額は、毎営業日に委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。</p> <p>委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公表を中止することがあります。</p> <p>・お電話によるお問い合わせ（委託会社） 電話番号 03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時） ・委託会社のホームページ http://www.sjam.co.jp/</p>
<p>保管</p>	<p>該当事項はありません。</p>
<p>信託期間</p>	<p>無期限とします。ただし、この信託期間中に信託約款第52条第7項、第53条第1項、第54条第1項、第55条第1項及び第57条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることがあります。</p>
<p>計算期間</p>	<p>原則として毎年7月16日から翌年7月15日までとします。</p> <p>なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。</p>
<p>その他 信託契約の解約</p>	<p>() 委託会社は、信託期間の終了前に受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、または信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>() 委託会社は、前記()の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>() 前記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</p> <p>() 前記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記()の信託契約の解約をしません。</p>

<p>信託契約に関する監督官庁の命令</p>	<p>() 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>() 前記()から()までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。</p> <p>() 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。</p> <p>() 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第58条(信託約款の変更)の規定にしたがいます。</p>
<p>委託会社の登録取消等に伴う取扱い</p>	<p>() 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。</p> <p>() 前記()の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第58条第4項に該当する場合(当該約款変更について異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える場合)を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。</p>
<p>委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い</p>	<p>() 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。</p> <p>() 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。</p>
<p>受託会社の辞任および解任に伴う取扱い</p>	<p>() 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第58条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。</p> <p>() 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。</p>
<p>公告 信託約款の変更</p>	<p>委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。</p> <p>() 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。</p> <p>() 委託会社は、前記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>() 前記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</p> <p>() 前記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記()の信託約款の変更をしません。</p> <p>() 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p>

<p>運用に係る報告等開示方法</p> <p>募集・販売契約の変更</p> <p>信託事務処理の再信託</p>	<p>委託会社は、金融商品取引法の規定に基づき計算期間終了毎に有価証券報告書を、計算期間開始6ヵ月経過毎に半期報告書を作成します。また、委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき各計算期間の末日毎に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。</p> <p>委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。</p> <p>受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。</p>
<p>受益者の権利等</p> <p>収益分配金に対する請求権</p> <p>償還金に対する請求権</p> <p>一部解約の実行請求権</p> <p>帳簿書類の閲覧・謄写の請求権</p> <p>反対者の買取請求権</p>	<p>当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。</p> <p>受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に応じて請求する権利を有します。</p> <p>収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されません。</p> <p>受益者は、償還金を持ち分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払います。</p> <p>償還金は、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。</p> <p>受益者は、自己に帰属する受益権について1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める申込単位をもって、受益権の一部解約の実行を、請求することができます。なお、販売会社によっては前記以外の換金単位となる場合があります。</p> <p>受付は原則として午後3時までとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。</p> <p>受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。</p> <p>信託契約の解約または重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。</p>

第2【財務ハイライト情報】

本項に記載された事項は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」から抜粋して記載したものです。なお、当該財務諸表については新日本有限責任監査法人による監査を受けております。また、当該監査証明にかかる監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に添付しております。

損保ジャパン日本株オープン
1【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期 (平成20年7月15日現在)	第11期 (平成21年7月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	22,097,772	13,958,263
親投資信託受益証券	1,191,656,404	766,945,876
流動資産合計	1,213,754,176	780,904,139
資産合計	1,213,754,176	780,904,139
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	659,326	408,465
未払委託者報酬	9,231,270	5,719,108
その他未払費用	19,723	12,194
流動負債合計	9,910,319	6,139,767
負債合計	9,910,319	6,139,767
純資産の部		
元本等		
元本	1,538,722,260	1,394,213,222
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	334,878,403	619,448,850
純資産合計	1,203,843,857	774,764,372
負債純資産合計	1,213,754,176	780,904,139

2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第10期 自 平成19年7月18日 至 平成20年7月15日	第11期 自 平成20年7月16日 至 平成21年7月15日
営業収益		
受取利息	71,375	24,171
有価証券売買等損益	440,186,312	330,630,528
営業収益合計	440,114,937	330,606,357
営業費用		
受託者報酬	1,458,668	915,602
委託者報酬	20,422,740	12,819,373
その他費用	43,649	27,351
営業費用合計	21,925,057	13,762,326
営業損失()	462,039,994	344,368,683
経常損失()	462,039,994	344,368,683
当期純損失()	462,039,994	344,368,683
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	11,422,192	93,039,753
期首剰余金又は期首欠損金()	120,956,302	334,878,403
剰余金増加額又は欠損金減少額	803,803	102,217,870
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	102,217,870
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	803,803	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,020,706	135,459,387
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,020,706	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	135,459,387
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	334,878,403	619,448,850

[次へ](#)

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第10期 自 平成19年 7月18日 至 平成20年 7月15日	第11期 自 平成20年 7月16日 至 平成21年 7月15日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左

本項に記載された事項は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」から抜粋して記載したものです。なお、当該中間財務諸表については新日本有限責任監査法人による監査を受けております。また、当該監査証明にかかる中間監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に添付しております。

[次へ](#)

1 中間貸借対照表

(単位：円)

	第11期中間計算期間末 (平成21年1月15日現在)	第12期中間計算期間末 (平成22年1月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	14,459,030	14,703,315
親投資信託受益証券	741,758,548	858,285,476
流動資産合計	756,217,578	872,988,791
資産合計	756,217,578	872,988,791
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	766,175
未払受託者報酬	507,137	432,234
未払委託者報酬	7,100,265	6,051,803
その他未払費用	15,157	12,907
流動負債合計	7,622,559	7,263,119
負債合計	7,622,559	7,263,119
純資産の部		
元本等		
元本	1,515,629,919	1,377,266,330
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	767,034,900	511,540,658
純資産合計	748,595,019	865,725,672
負債純資産合計	756,217,578	872,988,791

[次へ](#)

2 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第11期中間計算期間 自 平成20年 7月16日 至 平成21年 1月15日	第12期中間計算期間 自 平成21年 7月16日 至 平成22年 1月15日
営業収益		
受取利息	20,931	2,634
有価証券売買等損益	429,147,856	107,459,600
営業収益合計	429,126,925	107,462,234
営業費用		
受託者報酬	507,137	432,234
委託者報酬	7,100,265	6,051,803
その他費用	15,157	12,907
営業費用合計	7,622,559	6,496,944
営業利益又は営業損失（ ）	436,749,484	100,965,290
経常利益又は経常損失（ ）	436,749,484	100,965,290
中間純利益又は中間純損失（ ）	436,749,484	100,965,290
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	9,401,588	736,720
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	334,878,403	619,448,850
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,459,551	8,980,370
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,459,551	8,980,370
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,268,152	1,300,748
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,268,152	1,300,748
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	767,034,900	511,540,658

[次へ](#)

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第11期中間計算期間 自 平成20年 7月16日 至 平成21年 1月15日	第12期中間計算期間 自 平成21年 7月16日 至 平成22年 1月15日
1．有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき中間計算期間末 日の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2．費用・収益の計上基 準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者名簿

作成しません。

3. 受益者集会

開催しません。

4. 受益者に対する特典

ありません。

5. 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

6. 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

7. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託会社は、前記に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

8. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

9. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

10. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

11. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は以下のとおりです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
- 2 ファンドの現況

純資産額計算書

資産総額

負債総額

純資産総額（ - ）

発行済数量

1 単位当たり純資産額（ / ）

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成10年7月31日 信託契約締結、設定、運用開始

平成14年7月1日 ファンドの名称を「安田火災日本株オープン」から「損保ジャパン日本株オープン」に変更

平成10年7月31日に、委託会社と受託会社との間で、当ファンドのマザーファンドである「安田火災日本株マザーファンド」の信託約款が締結されました。また、平成14年7月1日にファンドの名称を「安田火災日本株マザーファンド」から「損保ジャパン日本株マザーファンド」に変更いたしました。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。

お申込みの受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したとき（「緊急事態発生時」といいます。）は、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

(2) 受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設します。当ファンドには、分配金を受取る「一般コース」と、収益の分配がなされた場合で税金を差引いた後に分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があり、当ファンドの取得申込みの際に、いずれかのコースをお選びいただくこととなります。

販売会社によってはいずれか一つのコースのみの取扱いとなる場合もあります。

(3) 当該受益権の申込価額は、取得申込受付日の基準価額 とします。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額については、委託会社（損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社、ホームページ：<http://www.sjam.co.jp/>、電話03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

- (4) お申込みには申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を要します。申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた申込金額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。
- 自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。
- 申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- (5) お申込単位は、一般コースの場合は1万口単位または1万円以上1円単位、自動けいぞく投資コースの場合は、1万円以上1円単位として、販売会社が定める単位です。
- 申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- (6) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。
- (7) 前記(4)にかかわらず、証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下(7)において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下(7)において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下(7)において同じ。）または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下(7)において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して3カ月以内に、当該償還金の支払いを受けた当該販売会社でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の当該受益権の価額は、当該償還金の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数（以下「償還金取得口数」といいます。）については申込手数料を徴しないものとし、当該取得申込総口数のうち償還金取得口数を超える口数については当該取得申込総口数に適用される申込手数料率を基準価額に乗じて得た手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、販売会社は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。
- (8) 前記(4)および(7)にかかわらず、この信託以外の追加型証券投資信託の受益権をこの信託に関して販売会社において申込んだ受益者が、当該投資信託終了日の1年以内で当該販売会社が別に定める期間においてこれを買取請求または解約し、かつ、かかる売却代金または一部解約代金をもって、当該売却または解約から起算して当該販売会社が別に定める期間内に、当該販売会社でこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合については、当該販売会社は手数料を独自に定めることができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は日本における委託会社及び販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。一部解約の受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）
- (2) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一般コースの場合は1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位をもって、自動けいぞく投資コースの場合は、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- 一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- (3) 一部解約の価額は、当該解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した解約価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。

信託財産留保額は、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。

ご換金時には税金が課せられます。詳しくは有価証券届出書「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4.手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

- (4) 委託会社は、緊急事態発生時には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。
- (5) 換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。ただし、社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

基準価額は、毎営業日に委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公表を中止することがあります。

・お電話によるお問い合わせ（委託会社）

電話番号 03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

・委託会社のホームページ <http://www.sjam.co.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします。ただし、この信託期間中に信託約款第52条第7項、第53条第1項、第54条第1項、第55条第1項及び第57条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

原則として毎年7月16日から翌年7月15日までとします。

なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

信託契約の解約

- （ ）委託会社は、信託期間の終了前に受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、または信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （ ）委託会社は、前記（ ）の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- （ ）前記（ ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- （ ）前記（ ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記（ ）の信託契約の解約をしません。
- （ ）委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- （ ）前記（ ）から（ ）までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記（ ）の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- （ ）委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- （ ）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第58条（信託約款の変更）の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- （ ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会

社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- () 前記()の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第58条第4項に該当する場合（当該約款変更について異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える場合）を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- () 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- () 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- () 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第58条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- () 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款の変更

- () 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- () 委託会社は、前記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 前記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- () 前記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記()の信託約款の変更をしません。
- () 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

運用に係る報告等開示方法

委託会社は、金融商品取引法の規定に基づき計算期間終了毎に有価証券報告書を、計算期間開始6ヵ月経過毎に半期報告書を作成します。また、委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき各計算期間の末日毎に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。

募集・販売契約の変更

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

（1）収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（2）償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。償還金は、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（3）一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を、請求することができます。なお、販売会社によっては前記以外の換金単位となる場合があります。ただし、委託会社自らの勧誘に係る受益権及び自動けいぞく投資契約に係る受益権ならびに販売会社の所有に係る受益権については1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。

受付は原則として午後3時までとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

（4）帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、平成19年7月18日から平成20年7月15日までの財務諸表については内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、平成20年7月16日から平成21年7月15日までの財務諸表については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成20年12月5日付内閣府令第79号及び平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、平成19年7月18日から平成20年7月15日までの財務諸表については内閣府令第79号及び内閣府令第35号改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、平成20年7月16日から平成21年7月15日までの財務諸表については内閣府令第79号改正後の投資信託財産計算規則及び内閣府令第35号附則第16条第2項により、内閣府令第35号改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成19年7月18日から平成20年7月15日まで及び平成20年7月16日から平成21年7月15日までの財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【損保ジャパン日本株オープン財務諸表】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期 (平成20年7月15日現在)	第11期 (平成21年7月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	22,097,772	13,958,263
親投資信託受益証券	1,191,656,404	766,945,876
流動資産合計	1,213,754,176	780,904,139
資産合計	1,213,754,176	780,904,139
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	659,326	408,465
未払委託者報酬	9,231,270	5,719,108
その他未払費用	19,723	12,194
流動負債合計	9,910,319	6,139,767
負債合計	9,910,319	6,139,767
純資産の部		
元本等		
元本	1,538,722,260	1,394,213,222
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	334,878,403	619,448,850
純資産合計	1,203,843,857	774,764,372
負債純資産合計	1,213,754,176	780,904,139

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期	第11期
	自 平成19年7月18日 至 平成20年7月15日	自 平成20年7月16日 至 平成21年7月15日
営業収益		
受取利息	71,375	24,171
有価証券売買等損益	440,186,312	330,630,528
営業収益合計	440,114,937	330,606,357
営業費用		
受託者報酬	1,458,668	915,602
委託者報酬	20,422,740	12,819,373
その他費用	43,649	27,351
営業費用合計	21,925,057	13,762,326
営業損失（ ）	462,039,994	344,368,683
経常損失（ ）	462,039,994	344,368,683
当期純損失（ ）	462,039,994	344,368,683
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	11,422,192	93,039,753
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	120,956,302	334,878,403
剰余金増加額又は欠損金減少額	803,803	102,217,870
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	102,217,870
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	803,803	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,020,706	135,459,387
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,020,706	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	135,459,387
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	334,878,403	619,448,850

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第10期	第11期
	自 平成19年7月18日 至 平成20年7月15日	自 平成20年7月16日 至 平成21年7月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

	第10期 (平成20年7月15日現在)	第11期 (平成21年7月15日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	1,538,722,260口	1,394,213,222口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 334,878,403円	元本の欠損 619,448,850円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 0.7824円 (1万口当たり純資産額 7,824円)	1口当たり純資産額 0.5557円 (1万口当たり純資産額 5,557円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第10期 自 平成19年7月18日 至 平成20年7月15日	第11期 自 平成20年7月16日 至 平成21年7月15日
1. 分配金の計算過程 第10期計算期間末(平成20年7月15日)に分配準備積立金(263,261,706円)を対象収益として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、分配を行わないことに決定しました。	1. 分配金の計算過程 第11期計算期間末(平成21年7月15日)に収益調整金(36,206,052円)及び分配準備積立金(202,179,957円)を対象収益(238,386,009円)として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、分配を行わないことに決定しました。

(関連当事者との取引に関する注記)

第10期 (平成20年7月15日現在)	第11期 (平成21年7月15日現在)
該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

	第10期 自 平成19年 7月18日 至 平成20年 7月15日	第11期 自 平成20年 7月16日 至 平成21年 7月15日
信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	1,562,069,905円	1,538,722,260円
期中追加設定元本額	58,391,135円	260,763,965円
期中解約元本額	81,738,780円	405,273,003円

（有価証券関係）

第10期（自平成19年7月18日 至平成20年7月15日）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び時価

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,191,656,404	427,971,827
合計	1,191,656,404	427,971,827

第11期（自平成20年7月16日 至平成21年7月15日）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び時価

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	766,945,876	240,458,887
合計	766,945,876	240,458,887

（デリバティブ取引等関係）

該当事項はございません。

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

（ ）株式

該当事項はございません。

（ ）株式以外の有価証券

次表の通りです。

平成21年7月15日現在

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	損保ジャパン日本株マザーファンド	911,511,619	766,945,876	-
合計	-	911,511,619	766,945,876	-

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

<参考>

当ファンドは「損保ジャパン日本株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次のとおりです。

* なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

損保ジャパン日本株マザーファンドの状況

(1) 貸借対照表

区分	(平成20年7月15日現在)	(平成21年7月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	286,192	495,693
コール・ローン	275,387,556	157,053,891
株式	6,174,298,200	5,176,152,900
未収入金	267,488,257	234,151,154
未収配当金	5,485,500	3,170,820
流動資産合計	6,722,945,705	5,571,024,458
資産合計	6,722,945,705	5,571,024,458
負債の部		
流動負債		
未払金	457,288,972	318,873,717
流動負債合計	457,288,972	318,873,717
負債合計	457,288,972	318,873,717
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	5,366,468,768	6,241,947,118
剰余金		
剰余金又は欠損金()	899,187,965	989,796,377
純資産合計	6,265,656,733	5,252,150,741
負債・純資産合計	6,722,945,705	5,571,024,458

「損保ジャパン日本株マザーファンド」は、平成10年7月31日に信託契約を締結し、平成21年7月6日に第11期決算を行いました。上の表は、平成20年7月15日及び平成21年7月15日現在における同マザーファンドの状況です。(同マザーファンドの計算期間は「損保ジャパン日本株オープン」の計算期間とは異なります。)

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成19年 7月18日 至 平成20年 7月15日	自 平成20年 7月16日 至 平成21年 7月15日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 取引所に上場されている株式 原則として取引所における計算期間末日の最終相場で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 店頭市場登録株式 原則として、日本証券業協会が発表する計算期間末日の基準値で評価しております。</p>	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 取引所に上場されている株式 同左</p> <p>(2) 店頭市場登録株式 同左</p>
2. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>	<p>(1) 受取配当金の計上基準 同左</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 同左</p>

（貸借対照表に関する注記）

	（平成20年7月15日現在）	（平成21年7月15日現在）
1．計算期間末日における受益権の総数	5,366,468,768口	6,241,947,118口
2．投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額		元本の欠損 989,796,377円
3．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.1676円 （1万口当たり純資産額 11,676円）	1口当たり純資産額 0.8414円 （1万口当たり純資産額 8,414円）

（関連当事者との取引に関する注記）

（平成20年7月15日現在）	（平成21年7月15日現在）
該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

	自平成19年7月18日 至平成20年7月15日	自平成20年7月16日 至平成21年7月15日
開示対象ファンドの期首における当該マザーファンドの元本額	4,699,962,325円	5,366,468,768円
同期中における追加設定元本額	1,198,947,492円	1,816,525,368円
同期中における解約元本額	532,441,049円	941,047,018円
同期末における元本の内訳*		
ファンド名		
損保ジャパン日本株オープン	1,020,603,293円	911,511,619円
損保ジャパン日本株ファンド	1,286,570,310円	1,577,029,969円
ハッピーエイジング20	813,049,815円	962,163,113円
ハッピーエイジング30	843,854,476円	1,047,459,491円
ハッピーエイジング40	837,368,241円	1,051,018,205円
ハッピーエイジング50	243,623,197円	339,395,234円
ハッピーエイジング60	40,382,479円	62,974,380円
損保ジャパン日本株オープン(DC年金)	124,565,728円	133,239,613円
スター・マンスリープラス	156,451,229円	157,155,494円
（合計）	5,366,468,768円	6,241,947,118円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券関係）

（自平成19年7月18日 至平成20年7月15日）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び時価

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	6,174,298,200	316,232,072
合計	6,174,298,200	316,232,072

（自平成20年7月16日 至平成21年7月15日）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び時価

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	5,176,152,900	296,050,217
合計	5,176,152,900	296,050,217

（デリバティブ取引等関係）

該当事項はございません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

() 株式

次表の通りです

平成21年7月15日現在

通貨種類	銘柄	株数	評価単価	評価金額	備考
日本・円	大成建設	93,000	199	18,507,000	-
	大林組	148,000	402	59,496,000	-
	清水建設	67,000	361	24,187,000	-
	長谷工コーポレーション	783,500	78	61,113,000	-
	戸田建設	24,000	336	8,064,000	-
	積水ハウス	31,000	836	25,916,000	-
	日揮	24,000	1,354	32,496,000	-
	新日鉄ソリューションズ	11,500	1,441	16,571,500	-
	東北新社	24,500	588	14,406,000	-
	アサヒビール	42,500	1,429	60,732,500	-
	キリンHD	22,000	1,386	30,492,000	-
	カワチ薬品	4,600	1,750	8,050,000	-
	エービーシー・マート	11,900	2,490	29,631,000	-
	アルフレッサホールディングス	7,100	4,410	31,311,000	-
	ナフコ	7,500	1,678	12,585,000	-
	アリアケジャパン	15,000	1,431	21,465,000	-
	日本たばこ産業	570	271,700	154,869,000	-
	ゲンゼ	21,000	415	8,715,000	-
	ドトール・日レスHD	11,300	1,288	14,554,400	-
	野村不動産HLDS	15,200	1,479	22,480,800	-
	ツルハホールディングス	5,100	3,000	15,300,000	-
	サンマルクホールディングス	6,300	3,010	18,963,000	-
	電気化学	61,000	262	15,982,000	-
	信越化学	12,900	4,500	58,050,000	-
	堺化学	39,000	381	14,859,000	-
	三菱瓦斯化学	30,000	475	14,250,000	-
	イーピーエス	36	372,000	13,392,000	-
	ワークスアプリケーションズ	266	63,300	16,837,800	-
	花王	22,000	2,060	45,320,000	-
	アステラス製薬	31,400	3,260	102,364,000	-
	塩野義製薬	36,000	1,790	64,440,000	-
	東和薬品	700	4,490	3,143,000	-
	第一三共	75,000	1,665	124,875,000	-
	パーク24	33,700	788	26,555,600	-
	もしもしホットライン	7,400	1,923	14,230,200	-
	大塚商会	11,300	4,540	51,302,000	-
	富士フイルムHLDS	22,100	2,925	64,642,500	-
	新日本石油	125,000	495	61,875,000	-
	新日鉱ホールディングス	78,000	443	34,554,000	-
	ブリヂストン	11,900	1,477	17,576,300	-
	日本特殊陶業	28,000	906	25,368,000	-
	古河スカイ	17,000	167	2,839,000	-
	三和ホールディングス	45,000	326	14,670,000	-

通貨種類	銘柄	株数	評価単価	評価金額	備考
	住生活グループ	38,000	1,313	49,894,000	-
	ノーリツ	2,800	977	2,735,600	-
	アイダエンジニアリング	17,800	277	4,930,600	-
	富士機械製造	6,400	1,145	7,328,000	-
	牧野フライス	34,000	283	9,622,000	-
	三井海洋開発	15,000	1,584	23,760,000	-
	サトー	18,600	867	16,126,200	-
	住友重機械	211,000	372	78,492,000	-
	小森コーポレーション	11,800	999	11,788,200	-
	椿本チエイン	20,000	286	5,720,000	-
	NTN	77,000	329	25,333,000	-
	日本トムソン	34,000	396	13,464,000	-
	三菱電機	102,000	567	57,834,000	-
	日立工機	35,600	778	27,696,800	-
	日本電産	8,300	6,120	50,796,000	-
	富士通	73,000	486	35,478,000	-
	パナソニック	28,000	1,202	33,656,000	-
	ソニー	15,500	2,305	35,727,500	-
	日本光電工業	10,800	1,350	14,580,000	-
	カシオ	27,500	711	19,552,500	-
	三井造船	206,000	207	42,642,000	-
	トヨタ自動車	46,000	3,470	159,620,000	-
	本田技研	40,100	2,445	98,044,500	-
	ハイレックスコーポレーション	11,100	698	7,747,800	-
	伯東	5,700	875	4,987,500	-
	メディセオ・パルタックHD	44,000	1,165	51,260,000	-
	島津製作所	62,000	681	42,222,000	-
	スター精密	17,500	848	14,840,000	-
	キヤノン	30,700	3,030	93,021,000	-
	リコー	84,000	1,118	93,912,000	-
	ニフコ	12,700	1,431	18,173,700	-
	豊田通商	80,200	1,246	99,929,200	-
	オンワードホールディングス	62,000	632	39,184,000	-
	三井物産	54,300	1,048	56,906,400	-
	東京エレクトロン	27,500	4,280	117,700,000	-
	日立ハイテクノロジーズ	29,200	1,571	45,873,200	-
	住友商事	149,500	878	131,261,000	-
	三菱商事	31,500	1,620	51,030,000	-
	阪和興業	67,000	343	22,981,000	-
	島忠	14,100	1,912	26,959,200	-
	青山商事	10,000	1,536	15,360,000	-
	セディナ	71,000	172	12,212,000	-
	イオン	54,300	831	45,123,300	-
	イズミ	25,900	1,144	29,629,600	-
	三菱UFJフィナンシャルG	217,200	538	116,853,600	-
	中央三井トラストHD	118,000	295	34,810,000	-
	三井住友フィナンシャルG	30,400	3,700	112,480,000	-
	七十七銀行	19,000	523	9,937,000	-

通貨種類	銘柄	株数	評価単価	評価金額	備考
	ふくおかフィナンシャルG	132,000	383	50,556,000	-
	住友信託	92,000	441	40,572,000	-
	みずほフィナンシャルG	633,400	190	120,346,000	-
	芙蓉総合リース	6,900	1,919	13,241,100	-
	リコーリース	5,200	1,653	8,595,600	-
	三菱UFJリース	6,190	2,630	16,279,700	-
	ジャフコ	4,200	2,565	10,773,000	-
	三井住友海上HD	34,000	2,330	79,220,000	-
	SONYFH	110	247,700	27,247,000	-
	ニッセイ同和損害保険	60,000	440	26,400,000	-
	あいおい損害保険	60,000	443	26,580,000	-
	東京海上HD	33,100	2,515	83,246,500	-
	三井不動産	38,000	1,508	57,304,000	-
	東京急行	55,000	459	25,245,000	-
	東日本旅客鉄道	36,800	5,540	203,872,000	-
	東海旅客鉄道	238	570,000	135,660,000	-
	日本通運	112,000	389	43,568,000	-
	ヤマトホールディングス	12,000	1,245	14,940,000	-
	山九	42,000	333	13,986,000	-
	川崎汽船	147,000	348	51,156,000	-
	住友倉庫	33,000	414	13,662,000	-
	郵船航空サービス	9,300	1,131	10,518,300	-
	日本電信電話	59,100	3,660	216,306,000	-
	KDDI	265	504,000	133,560,000	-
	ゼンリン	14,800	1,300	19,240,000	-
	東京瓦斯	67,000	342	22,914,000	-
	エイチ・アイ・エス	13,000	1,940	25,220,000	-
	NTTデータ	81	292,200	23,668,200	-
	メイテック	6,800	1,544	10,499,200	-
	ヤマダ電機	7,270	5,580	40,566,600	-
	ミスミグループ本社	10,900	1,373	14,965,700	-
通貨計・円				5,176,152,900	-
ファンド計				5,176,152,900	-

() 株式以外の有価証券
該当事項はございません。

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、平成20年7月16日から平成21年1月15日まで及び平成21年7月16日から平成22年1月15日までの中間財務諸表については内閣府令第50号附則第4条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。
また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、平成20年7月16日から平成21年1月15日までの中間財務諸表については内閣府令第35号改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、平成21年7月16日から平成22年1月15日までの中間財務諸表については内閣府令第35号改正後の投資信託財産計算規則に基づき作成しております。
なお、中間財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成20年7月16日から平成21年1月15日まで及び平成21年7月16日から平成22年1月15日までの中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【損保ジャパン日本株オープン中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第11期中間計算期間末 (平成21年1月15日現在)	第12期中間計算期間末 (平成22年1月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	14,459,030	14,703,315
親投資信託受益証券	741,758,548	858,285,476
流動資産合計	756,217,578	872,988,791
資産合計	756,217,578	872,988,791
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	766,175
未払受託者報酬	507,137	432,234
未払委託者報酬	7,100,265	6,051,803
その他未払費用	15,157	12,907
流動負債合計	7,622,559	7,263,119
負債合計	7,622,559	7,263,119
純資産の部		
元本等		
元本	1,515,629,919	1,377,266,330
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	767,034,900	511,540,658
純資産合計	748,595,019	865,725,672
負債純資産合計	756,217,578	872,988,791

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第11期中間計算期間 自 平成20年7月16日 至 平成21年1月15日	第12期中間計算期間 自 平成21年7月16日 至 平成22年1月15日
営業収益		
受取利息	20,931	2,634
有価証券売買等損益	429,147,856	107,459,600
営業収益合計	429,126,925	107,462,234
営業費用		
受託者報酬	507,137	432,234
委託者報酬	7,100,265	6,051,803
その他費用	15,157	12,907
営業費用合計	7,622,559	6,496,944
営業利益又は営業損失()	436,749,484	100,965,290
経常利益又は経常損失()	436,749,484	100,965,290
中間純利益又は中間純損失()	436,749,484	100,965,290
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	9,401,588	736,720
期首剰余金又は期首欠損金()	334,878,403	619,448,850
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,459,551	8,980,370
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,459,551	8,980,370
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,268,152	1,300,748
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,268,152	1,300,748
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	767,034,900	511,540,658

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第11期中間計算期間 自 平成20年 7月16日 至 平成21年 1月15日	第12期中間計算期間 自 平成21年 7月16日 至 平成22年 1月15日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき中間計算期間末 日の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基 準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左

(中間貸借対照表に関する注記)

	第11期中間計算期間末 (平成21年 1月15日現在)	第12期中間計算期間末 (平成22年 1月15日現在)
1. 中間計算期間末 日における受益 権の総数	1,515,629,919口	1,377,266,330口
2. 投資信託財産計 算規則第55条の 6 第10号に規定 する額	元本の欠損 767,034,900円	元本の欠損 511,540,658円
3. 中間計算期間の 末日における 1 単位当たりの純 資産の額	1口当たり純資産額 0.4939円 (1万口当たり純資産額 4,939円)	1口当たり純資産額 0.6286円 (1万口当たり純資産額 6,286円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11期中間計算期間 自 平成20年 7月16日 至 平成21年 1月15日	第12期中間計算期間 自 平成21年 7月16日 至 平成22年 1月15日
該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

	第11期中間計算期間 自 平成20年 7月16日 至 平成21年 1月15日	第12期中間計算期間 自 平成21年 7月16日 至 平成22年 1月15日
信託財産に係る期首元本額、期中 追加設定元本額及び期中解約元 本額		
期首元本額	1,538,722,260円	1,394,213,222円
期中追加設定元本額	37,653,913円	3,203,699円
期中解約元本額	60,746,254円	20,150,591円

（有価証券関係）

該当事項はございません。

（デリバティブ取引等関係）

該当事項はございません。

<参考>

当ファンドは「損保ジャパン日本株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次のとおりです。

*なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

損保ジャパン日本株マザーファンドの状況

（1）貸借対照表

区分	（平成21年1月15日現在）	（平成22年1月15日現在）
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	955,056	515,439
コール・ローン	92,348,431	86,499,944
株式	4,282,350,000	6,257,442,600
未収入金	401,867	202,972,131
未収配当金	8,348,600	7,139,700
流動資産合計	4,384,403,954	6,554,569,814
資産合計	4,384,403,954	6,554,569,814
負債の部		
流動負債		
未払金	-	153,080,144
流動負債合計	-	153,080,144
負債合計	-	153,080,144
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	5,927,435,432	6,664,718,488
剰余金		
欠損金	1,543,031,478	263,228,818
純資産合計	4,384,403,954	6,401,489,670
負債・純資産合計	4,384,403,954	6,554,569,814

「損保ジャパン日本株マザーファンド」は、平成10年7月31日に信託契約を締結し、平成22年7月5日に第12期決算を行います。上の表は、平成21年1月15日及び平成22年1月15日現在における同マザーファンドの状況です。（同マザーファンドの計算期間は「損保ジャパン日本株オープン」の計算期間とは異なります。）

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成20年 7月16日 至 平成21年 1月15日	自 平成21年 7月16日 至 平成22年 1月15日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 取引所に上場されている株式原則として取引所における計算期間末日の最終相場で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。	株式は移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 取引所に上場されている株式同左
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同左 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

	(平成21年 1月15日現在)	(平成22年 1月15日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	5,927,435,432口	6,664,718,488口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 1,543,031,478円	元本の欠損 263,228,818円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 0.7397円 (1万口当たり純資産額 7,397円)	1口当たり純資産額 0.9605円 (1万口当たり純資産額 9,605円)

（その他の注記）

	自 平成20年 7月16日 至 平成21年 1月15日	自 平成21年 7月16日 至 平成22年 1月15日
開示対象ファンドの期首における当該 マザーファンドの元本額	5,366,468,768円	6,241,947,118円
同期中における追加設定元本額	827,735,174円	691,163,406円
同期中における解約元本額	266,768,510円	268,392,036円
同期末における元本の内訳*		
ファンド名		
損保ジャパン日本株オープン	1,002,782,950円	893,581,964円
損保ジャパン日本株ファンド	1,389,984,835円	1,657,098,281円
ハッピーエイジング20	849,757,616円	1,108,627,051円
ハッピーエイジング30	950,194,444円	1,161,881,279円
ハッピーエイジング40	1,033,206,723円	1,153,503,477円
ハッピーエイジング50	335,376,255円	355,441,307円
ハッピーエイジング60	62,693,534円	63,869,780円
損保ジャパン日本株オープン(DC年金)	126,238,578円	133,416,636円
スター・マンスリープラス	177,200,497円	137,298,713円
(合計)	5,927,435,432円	6,664,718,488円

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券関係）

該当事項はございません。

（デリバティブ取引等関係）

該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年2月19日現在

資産総額（円）	800,820,209
負債総額（円）	1,246,253
純資産総額（ - ）（円）	799,573,956
発行済数量（口）	1,367,051,412
1単位当り純資産額（ / ）（円）	0.5849

<参考>

純資産額計算書

損保ジャパン日本株マザーファンド

平成22年2月19日現在

資産総額（円）	5,898,452,020
負債総額（円）	0
純資産総額（ - ）（円）	5,898,452,020
発行済数量（口）	6,593,963,058
1単位当り純資産額（ / ）（円）	0.8945

第5【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日（平成10年7月31日）から第12期中（平成22年1月15日）までの設定及び解約の実績は次のとおりです。

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	18,580,420,648	12,452,713,351
第2期	8,860,331,524	9,430,021,616
第3期	3,043,711,849	2,206,052,882
第4期	1,165,837,513	1,581,625,674
第5期	305,056,126	1,734,225,689
第6期	64,569,575	1,331,989,481
第7期	64,615,275	455,055,519
第8期	229,912,878	624,156,694
第9期	22,927,486	959,472,063
第10期	58,391,135	81,738,780
第11期	260,763,965	405,273,003
第12期中	3,203,699	20,150,591

（注1）設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

（注2）本邦外における設定及び解約はありません。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成22年3月末現在）

資本金の額	1,550百万円
会社が発行する株式の総数	23,440株
発行済株式総数	16,860株
最近5年間における主な資本金の額の増減	
平成21年12月29日	資本金の額を1,200百万円から1,550百万円に増額しました。

(2) 会社の機構（平成22年3月末現在）

会社の意思決定機構

定款に基づき3名以上20名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権を行使することができる株式数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席して、その過半数によって決し、累積投票によらないものとします。

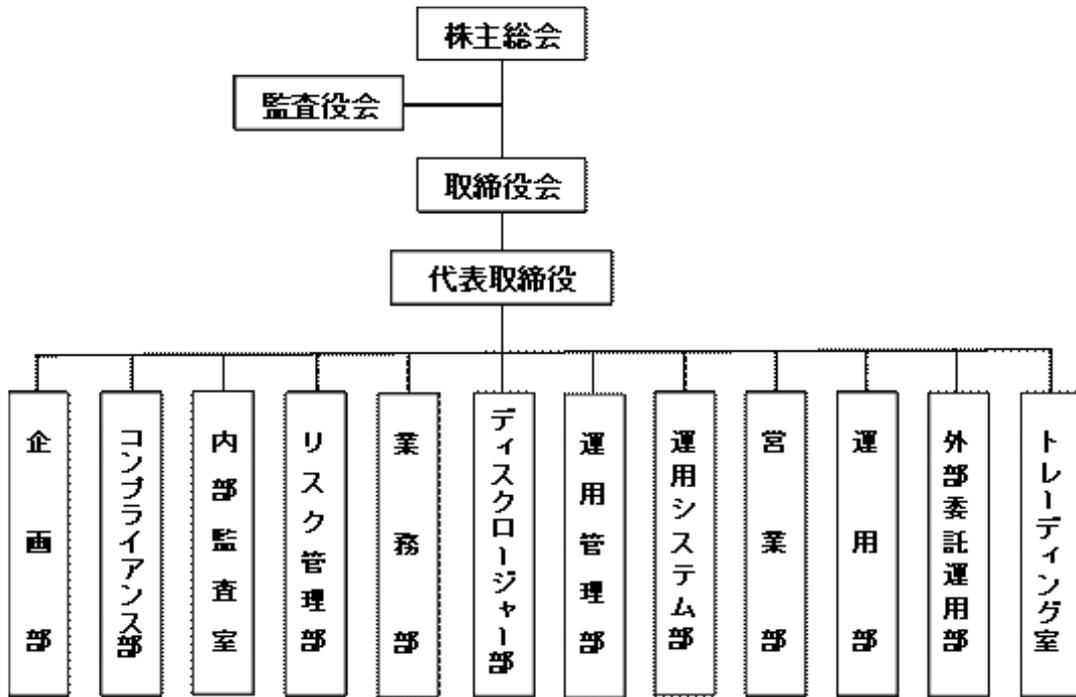
取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。補欠により就任した取締役の任期は、前任取締役の残任期間までとし、増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とします。

取締役会は、取締役中より代表取締役を選任します。また、取締役の中から会長、社長、専務取締役及び常務取締役を選任することができます。

取締役会は、取締役社長が召集し、議長となります。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は開催日の少なくとも3日前にこれを発します。ただし、緊急の必要のあるときはこの限りではありません。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

組織及び業務

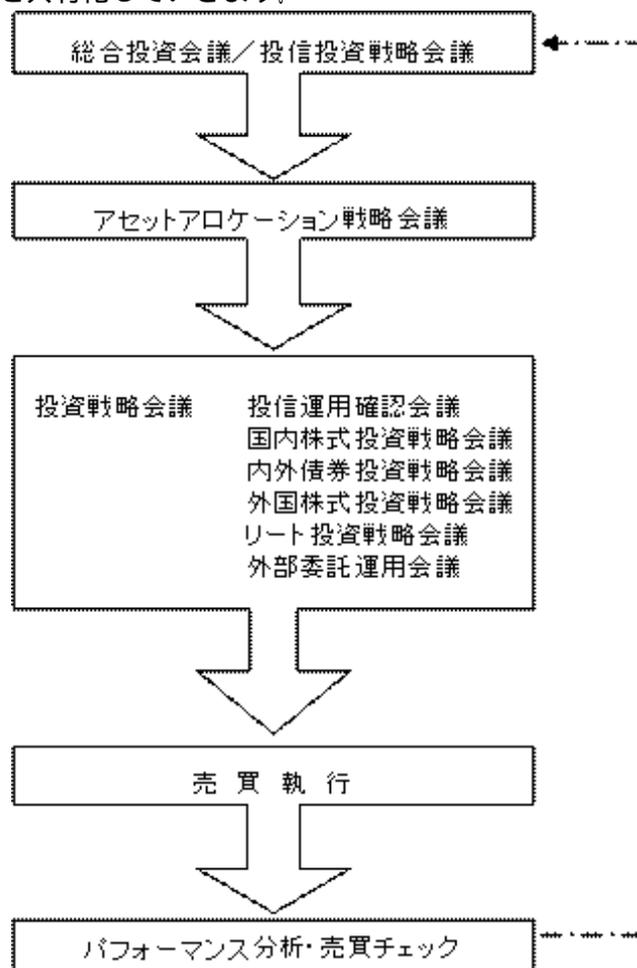


部 署	主な業務内容
企画部	経営戦略・計画の立案 投資顧問業務に係わる行政対応 投資信託の商品企画・立案 投資信託業務に係わる行政対応
コンプライアンス部	法令・規則等の遵守に関する態勢の構築、管理、教育、研修、審査 法務に係わる調査、研究 法的事項に関する相談、助言
内部監査室	内部監査の計画立案、実施、調書作成、結果報告 問題点の是正勧告と改善状況の検証
リスク管理部	会社業務が内包する各種リスクの統合管理 各種リスク管理体制整備の企画・立案 リスク管理手法等の研究、開発、情報収集
業務部	決算に係わる事項 人事制度の立案 総務・庶務に係わる企画立案、管理及び指導
ディスクロージャー部	投資信託の法定開示に係る事項 投資信託の適時開示に係る事項 投資顧問契約等の作成に係る事項
運用管理部	投資一任契約に基づく有価証券売買に係わる約定成立後の事務処理 投資信託委託業務における有価証券売買に係わる約定成立後の事務処理 投資信託の計理に係わる事項 投資信託の販売管理に係わる事務処理 投資信託受益証券の管理に係わる事項 投資信託直販に係わる事務処理
運用システム部	運用システムの企画、開発及び保守 社内システム推進に係わる企画事項 システム関連機器の発注及び管理 その他システム関連事項
営業部	投資顧問の営業に係わる事項 投資信託の営業に係わる事項 営業活動に伴う広告宣伝に係わる事項
運用部	資産運用方針及び資産配分計画の立案、実行及び管理（外部委託運用部所管業務を除く。以下同じ。） 投資理論及び運用手法の調査、研究及び開発 産業及び企業の調査・分析 投資信託の運用方針の企画・立案 投資信託の運用の実行 投資信託の運用成果の評価・分析・検討
外部委託運用部	外部委託先への委託運用の方針及び計画の立案、実行及び管理 外部委託先への運用の指図（売買を含む。） 外部委託ファンドの顧客毎の運用計画及び売買計画の企画・立案、審査、調整 外部委託ファンドの投資信託の運用方針の企画・立案、実行 外部委託ファンドに関わるプレゼンテーション資料の企画、作成
トレーディング室	有価証券の売買計画案及び売買手法の策定、選択及び調整に係わる事項 有価証券の売買執行 最良執行（取引証券会社等の選定基準等を含む）に係わる企画・立案、分析、評価及び管理 執行コストの分析及び手数料管理

投資運用の意思決定機構

総合投資会議において受託資産に係る全社的な基本運用方針の決定と評価を行います。信託財産に係る基本運用方針については、投信投資戦略会議および総合投資会議で決定されます。

資産配分はアセット・アロケーション戦略会議において決定されます。銘柄選定は、モデル等を利用した定量的な分析に、定性的な判断を加えて投信運用会議にて基本方針が決定されます。銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値（本源的価値）を有しており、市場価格はこの投資価値に近づく。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。そのために独自の資産評価モデルを保有・活用し、投資顧問部門と同じ運用手法で行うファンドについては投資戦略会議において投資戦略を共有化していきます。



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに証券投資信託の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は平成22年2月末現在、計56本（追加型株式投資信託51本、単位型株式投資信託4本、単位型公社債投資信託1本）であり、その純資産総額の合計は198,032百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

- 1．委託会社である損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社（以下、「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）、並びに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
また、委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、並びに、同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
なお、第23期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第24期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。
- 2．財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の財務諸表については新日本監査法人により監査を受け、第24期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）の財務諸表については新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第25期中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）の中間財務諸表について新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。
なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成20年3月31日現在)		当事業年度 (平成21年3月31日現在)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金			492		-
2 預金			1,253,774		-
3 現金・預金			-		1,010,747
4 前払費用			28,684		30,785
5 未収還付法人税等			-		92,266
6 未収委託者報酬			609,500		402,926
7 未収運用受託報酬	* 2		227,864		127,905
8 未収収益			1,309		118
9 繰延税金資産			56,285		-
10 その他			151		798
流動資産合計			2,178,063		1,665,549
固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物	* 1		14,753		8,502
(2) 器具備品	* 1		18,954		29,642
(3) 建設仮勘定			-		799
有形固定資産合計			33,707		38,943
2 無形固定資産					
(1) 電話加入権			4,535		4,535
無形固定資産合計			4,535		4,535
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券			18,267		20,632
(2) 長期差入保証金			78,467		78,467
(3) 繰延税金資産			38,244		-
(4) その他			20		24
投資その他の資産合計			134,999		99,124
固定資産合計			173,242		142,603
資産合計			2,351,305		1,808,152

		前事業年度 (平成20年3月31日現在)		当事業年度 (平成21年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
1 預り金			1,098		5,566
2 未払金					
(1) 未払手数料	* 2	250,513		176,259	
(2) その他未払金	* 2	104,246	354,760	72,625	248,885
3 未払費用	* 2		135,795		95,983
4 未払消費税等			21,370		-
5 未払法人税等			75,110		3,042
6 賞与引当金			77,397		83,517
流動負債合計			665,532		436,995
固定負債					
1 退職給付引当金			12,527		16,450
固定負債合計			12,527		16,450
負債合計			678,059		453,445
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金			1,200,000		1,200,000
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金			202,677		202,677
資本剰余金合計			202,677		202,677
3 利益剰余金					
(1) 利益準備金			32,416		33,895
(2) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金			238,141		81,748
利益剰余金合計			270,557		47,853
株主資本合計			1,673,235		1,354,824
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			10		117
評価・換算差額等合計			10		117
純資産合計			1,673,245		1,354,706
負債・純資産合計			2,351,305		1,808,152

（２）【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日		当事業年度 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	
		金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
1 委託者報酬		2,770,246		2,162,148	
2 運用受託報酬	* 1	1,117,214		867,930	
3 募集販売手数料		-	3,887,461	2,363	3,032,441
営業費用					
1 支払手数料	* 1	1,215,870		968,261	
2 広告宣伝費		28,142		14,880	
3 公告費		565		1,150	
4 受益証券発行費		150		-	
5 調査費		809,162		681,697	
（1）調査費	* 1	294,863		308,676	
（2）委託調査費	* 1	512,142		369,130	
（3）図書費		2,156		3,889	
6 営業雑経費		141,097		136,659	
（1）通信費		16,549		17,184	
（2）印刷費		118,427		112,550	
（3）諸会費		6,120	2,194,987	6,924	1,802,648
一般管理費					
1 給料		797,423		864,587	
（1）役員報酬	* 2	29,600		28,399	
（2）給料・手当		593,666		655,000	
（3）賞与		174,157		181,186	
2 福利厚生費		91,055		101,200	
3 交際費		2,744		2,243	
4 寄付金		331		100	
5 旅費交通費		15,874		19,467	
6 法人事業税		8,839		6,314	
7 租税公課		1,758		1,869	
8 不動産賃借料		157,251		157,251	
9 退職給付費用		8,690		15,030	
10 賞与引当金繰入		77,397		83,517	

		前事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日		当事業年度 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
11 固定資産減価償却費		6,284		11,004	
12 諸経費	* 1	156,210	1,323,862	173,778	1,436,366
営業利益又は営業損失()			368,610		206,573
営業外収益					
1 受取配当金		90		180	
2 受取利息		2,995		2,773	
3 為替差益		315		53	
4 雑益		309	3,710	133	3,140
営業外費用					
1 有価証券償還損		-		16	
2 雑損		76	76	33	50
経常利益又は経常損失()			372,244		203,482
特別利益		-	-	-	-
特別損失					
1 固定資産除却損	* 3	338		288	
2 臨時償却費	* 4	-	338	4,171	4,460
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()			371,906		207,943
法人税、住民税及び事業税			164,741		1,140
法人税等還付金			10,437		-
法人税等調整額			9,242		94,537
当期純利益又は当期純損失()			226,844		303,620

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日		自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	
株主資本				
資本金				
前期末残高	1,200,000		1,200,000	
当期変動額				
当期変動額合計	-		-	
当期末残高	1,200,000		1,200,000	
資本剰余金				
資本準備金				
前期末残高	202,677		202,677	
当期変動額				
当期変動額合計	-		-	
当期末残高	202,677		202,677	
資本剰余金合計				
前期末残高	202,677		202,677	
当期変動額				
当期変動額合計	-		-	
当期末残高	202,677		202,677	
利益剰余金				
利益準備金				
前期末残高	3,822		32,416	
当期変動額				
剰余金の配当	28,594		1,479	
当期変動額合計	28,594		1,479	
当期末残高	32,416		33,895	
繰越利益剰余金				
前期末残高	325,830		238,141	
当期変動額				
剰余金の配当	314,534		16,269	
当期純利益又は当期純損失()	226,844		303,620	
当期変動額合計	87,689		319,889	
当期末残高	238,141		81,748	
利益剰余金合計				
前期末残高	329,652		270,557	
当期変動額				
剰余金の配当	285,940		14,790	
当期純利益又は当期純損失()	226,844		303,620	
当期変動額合計	59,095		318,410	
当期末残高	270,557		47,853	

	前事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	当事業年度 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
株主資本合計		
前期末残高	1,732,330	1,673,235
当期変動額		
剰余金の配当	285,940	14,790
当期純利益又は当期純損失()	226,844	303,620
当期変動額合計	59,095	318,410
当期末残高	1,673,235	1,354,824
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	7	10
当期変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	18	127
当期変動額合計	18	127
当期末残高	10	117
評価・換算差額等合計		
前期末残高	7	10
当期変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	18	127
当期変動額合計	18	127
当期末残高	10	117
純資産合計		
前期末残高	1,732,322	1,673,245
当期変動額		
剰余金の配当	285,940	14,790
当期純利益又は当期純損失()	226,844	303,620
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	18	127
当期変動額合計	59,077	318,538
当期末残高	1,673,245	1,354,706

重要な会計方針

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>								
<p>1．有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法より算定）によっております。</p> <p>(2) その他有価証券のうち時価のないものについては、移動平均法による原価法によっております。</p> <p>2．固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p style="padding-left: 20px;">定率法を採用しております。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">建物</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>5～20年</td> </tr> </table> <p>（会計方針の変更）</p> <p>法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年 3月30日 法律第 6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年 3月30日 政令第83号）。以下、同じ。）に伴い、当事業年度より、平成19年 4月 1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、それぞれ86千円減少しております。</p> <p>（追加情報）</p> <p>法人税法の改正に伴い、平成19年 3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の 5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の 5%相当額と備忘価額との差額を 5年間にわたり均等償却し、減価償却に含めて計上しております。</p> <p>これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、それぞれ306千円減少しております。</p>	建物	8～15年	器具備品	5～20年	<p>1．有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>2．固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産除く）</p> <p style="padding-left: 20px;">定率法を採用しております。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">建物</td> <td>3～13年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～20年</td> </tr> </table>	建物	3～13年	器具備品	3～20年
建物	8～15年								
器具備品	5～20年								
建物	3～13年								
器具備品	3～20年								

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>4．引当金の計上基準 (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。</p>	<p>(2) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(会計方針の変更) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>4．引当金の計上基準 (1) 同左</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(2) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。</p> <p>退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法によっております。</p> <p>5. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>6. 消費税等の会計処理方法 税抜方式を採用しております。</p>	<p>(2) 同左</p> <p>5. リース取引の処理方法</p> <p>6. 消費税等の会計処理方法 同左</p>

表示方法の変更

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度まで、流動資産の「未収収益」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る未収収益は、当事業年度より「未収運用受託報酬」として区分掲記することと致しました。</p> <p>なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」の金額は255,130千円であります。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度まで、「投資顧問料」と表示されていたものは、当事業年度より「運用受託報酬」と表示しております。</p> <p>前事業年度まで、「法人税等」と表示されていたものは、当事業年度より「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。</p>	

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成20年3月31日現在）	当事業年度 （平成21年3月31日現在）
* 1 . 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	* 1 . 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
建物 62,484千円	建物 68,735千円
器具備品 38,352千円	器具備品 38,609千円
* 2 . 関係会社に対する主な資産・負債 区分掲記されているもののほか、各科目に含まれているものは次のとおりであります。	* 2 . 関係会社に対する主な資産・負債 区分掲記されているもののほか、各科目に含まれているものは次のとおりであります。
未収運用受託報酬 506千円	未収運用受託報酬 298千円
未払手数料 3,755千円	未払手数料 2,249千円
未払費用 15,000千円	その他未払金 15,064千円

（損益計算書関係）

前事業年度 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	当事業年度 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
* 1 . このうち関係会社との取引高は次のとおりであります。	* 1 . このうち関係会社との取引高は次のとおりであります。
運用受託報酬 26,353千円	運用受託報酬 17,251千円
支払手数料 17,226千円	支払手数料 12,613千円
調査費 1,658千円	調査費 1,650千円
委託調査費 30,000千円	委託調査費 30,000千円
諸経費 472千円	諸経費 477千円
* 2 . 役員報酬の限度額は次のとおりであります。	* 2 . 役員報酬の限度額は次のとおりであります。
取締役 年額 200,000千円以内	取締役 年額 200,000千円以内
監査役 年額 50,000千円以内	監査役 年額 50,000千円以内
* 3 . 固定資産除却損は、器具備品338千円であります。	* 3 . 固定資産除却損は、器具備品288千円あります。
	* 4 . 臨時償却費は、現在入居している大手町 フィナンシャルセンターの再開発に伴い賃貸借契約が2010年8月までとなっているため、既存の建物附属設備の耐用年数を見直したことによるものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	9,860株	-	-	9,860株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

・普通株式の配当に関する事項

配当の原資	繰越利益剰余金
配当の総額	285,940,000円
1株当たりの配当額	29,000円
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成20年6月25日開催の定時株主総会において、次の通り決定しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当の原資	繰越利益剰余金
配当の総額	14,790,000円
1株当たりの配当額	1,500円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月26日

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	9,860株	-	-	9,860株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

・普通株式の配当に関する事項

配当の原資	繰越利益剰余金
配当の総額	14,790,000円
1株当たりの配当額	1,500円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月26日

(2) 当事業年度に係る定時株主総会の決議により行う剰余金の配当は予定しておりません。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)				当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 器具備品であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)				
器具備品	32,762	11,025	21,736				
合計	32,762	11,025	21,736				
(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 6,150千円 1年超 16,194千円 合計 22,344千円				なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額			
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 7,887千円 減価償却費相当額 7,089千円 支払利息相当額 1,052千円					取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
				器具備品	29,349	13,909	15,439
				合計	29,349	13,909	15,439
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 5,961千円 1年超 10,232千円 合計 16,194千円			
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。				支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 7,042千円 減価償却費相当額 6,296千円 支払利息相当額 891千円			

前事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	当事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
	減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 （減損損失について） リース資産に配分された減損損失はありません。

（有価証券関係）

前事業年度（平成20年3月31日現在）

- 1．売買目的有価証券
該当事項はありません。
- 2．満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。
- 3．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。
- 4．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	2,000	2,027	27
	小計	2,000	2,027	27
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	500	490	9
	小計	500	490	9
合計		2,500	2,517	17

- 5．当事業年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

6．時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券	15,750千円

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額
該当事項はありません。

当事業年度（平成21年3月31日現在）

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。
3. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	1,000	1,005	5
	小計	1,000	1,005	5
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	4,000	3,876	123
	小計	4,000	3,876	123
合計		5,000	4,882	117

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

6. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券	15,750千円

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 （平成20年3月31日現在）	当事業年度 （平成21年3月31日現在）																
<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2．退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"><u>退職給付債務</u></td> <td style="text-align: right;">12,527千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">12,527千円</td> </tr> </table> <p>3．退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"><u>勤務費用等</u></td> <td style="text-align: right;">8,690千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">8,690千円</td> </tr> </table> <p>4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。</p> <p>5．当社は、退職給付債務及び退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。</p>	<u>退職給付債務</u>	12,527千円	退職給付引当金	12,527千円	<u>勤務費用等</u>	8,690千円	退職給付費用	8,690千円	<p>1．採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2．退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"><u>退職給付債務</u></td> <td style="text-align: right;">16,450千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">16,450千円</td> </tr> </table> <p>3．退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"><u>勤務費用等</u></td> <td style="text-align: right;">15,030千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">15,030千円</td> </tr> </table> <p>4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左</p> <p>5．同左</p>	<u>退職給付債務</u>	16,450千円	退職給付引当金	16,450千円	<u>勤務費用等</u>	15,030千円	退職給付費用	15,030千円
<u>退職給付債務</u>	12,527千円																
退職給付引当金	12,527千円																
<u>勤務費用等</u>	8,690千円																
退職給付費用	8,690千円																
<u>退職給付債務</u>	16,450千円																
退職給付引当金	16,450千円																
<u>勤務費用等</u>	15,030千円																
退職給付費用	15,030千円																

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
ソフトウェア損金算入限度超過額	繰越欠損金
42,950	83,608
賞与引当金	ソフトウェア損金算入限度超過額
31,493	49,479
未払事業税否認	賞与引当金
6,194	33,983
繰延資産償却超過額	退職給付引当金
5,253	6,693
退職給付引当金	繰延資産償却超過額
5,097	3,822
未払費用否認	未払費用否認
2,986	3,397
未払事業所税否認	未払事業税否認
386	772
その他	未払事業所税否認
174	386
繰延税金資産合計	その他
94,537	143
繰延税金負債	繰延税金資産小計
その他有価証券評価差額金	182,287
7	評価性引当額
繰延税金負債合計	182,287
7	繰延税金資産合計
繰延税金資産の純額	-
94,529	繰延税金負債
	その他有価証券評価差額金
	-
	繰延税金負債合計
	-
	繰延税金資産の純額
	-
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 当期は税引前当期純損失であるため、記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円、千米ドル)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	(株)損害保険 ジャパン	東京都 新宿区	70,000,000	損害保険業	(被所有) 直接70%	転籍1名 出向3名	1. 投資顧問契 約に基づく資 産運用の助言 及び一任(注 1) 2. 投資信託に 係る事務代行 の委託等(注 2) 3. 保険契約 (注3) 4. LANの利用 (注4)	運用受託報 酬の受取り 投信代行手 数料の支払 い 保険料の支 払い LAN利用料 の支払い	26,353 17,226 472 1,658	未収運用 受託報酬 未払 手数料 - -	506 3,755 - -
その他の 関係会社	The TCW Group, Inc.	米国 カリフォル ニア州	US\$179,841	資産運用会 社(持ち株会 社)	(被所有) 直接30%	兼任1名	株式投資に関 する情報提供 契約(注5)	情報料の支 払い	30,000	未払費用	15,000

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

(注2) 代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(注3) 保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

(注4) LAN利用料の支払いについては両社が合意した合理的に妥当と考えられる条件によっております。

(注5) 情報料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

役員及び個人主要株主等との取引はありません。

(3) 子会社等

子会社等との取引はありません。

(4) 兄弟会社等

(単位：千円、千米ドル)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	損保ジャパン ひまわり 生命保険㈱	東京都 新宿区	17,250,000	生命保険業	-	-	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の一任(注1)	運用受託報酬の受取り	140,616	未収運用受託報酬	75,491
							2. 団体定期保険の契約(注2)	生命保険料の支払い	561	-	-
親会社の子会社	損保ジャパン DC証券㈱	東京都 新宿区	11,500,000	確定拠出年金業	-	-	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の助言(注3)	投資顧問料の支払い	22,749	未払費用	5,714
							2. 投資信託に係る事務代行の委託等(注4)	投信代行手数料の支払い	224,055	未払手数料	49,010
その他の関係会社の子会社	TCW Investment Management Company	米国 カリフォルニア州	US\$25	投資顧問業及び投資信託委託業	-	兼任1名	投資顧問契約に基づく資産運用の一任(注3)	投資顧問料の支払い	112,751	未払費用	11,934

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

(注2) 生命保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

(注3) 投資顧問料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(注4) 代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追記情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

（単位：千円、千米ドル）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱損害保険 ジャパン	東京都 新宿区	70,000,000	損害保険業	(被所有) 直接70%	1. 投資顧問契約に基づく 資産運用の助言及び一任 (注1)	運用受託報酬 の受取り	17,251	未収運用 受託報酬	298
						2. 投資信託に係る事務代 行の委託等(注2)	投信代行手 数料の支払 い	12,613	未払 手数料	2,249
						3. 保険契約(注3)	保険料の支 払い	477	-	-
						4. LANの利用(注4)	LAN利用料 の支払い	1,650	-	-
その他の 関係会社	The TCW Group, Inc.	米国 カリフォル ニア州	US\$195,200	資産運用会社 (持ち株会社)	(被所有) 直接30%	株式投資に関する情報提供 契約(注5)	情報料の支 払い	30,000	その他 未払金	15,000

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

(注2) 代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(注3) 保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

(注4) LAN利用料の支払いについては両社が合意した合理的に妥当と考えられる条件によっております。

(注5) 情報料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

子会社及び関連会社等との取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

(単位：千円、千米ドル)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンひまわり生命保険(株)	東京都新宿区	17,250,000	生命保険業	-	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の一任(注1) 2. 団体定期保険の契約(注2)	運用受託報酬の受取り 生命保険料の支払い	141,585 607	未収運用受託報酬 -	73,611 -
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンDC証券(株)	東京都新宿区	11,500,000	確定拠出年金業	-	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の助言(注3) 2. 投資信託に係る事務代行の委託等(注4)	投資顧問料の支払い 投信代行手数料の支払い	25,908 196,474	未払費用 未払手数料	4,980 37,347
その他の関係会社の子会社	TCW Investment Management Company	米国カリフォルニア州	US\$25	投資顧問業及び投資信託委託業	-	投資顧問契約に基づく資産運用の一任(注3)	投資顧問料の支払い	68,649	未払費用	6,965

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

(注2) 生命保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

(注3) 投資顧問料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(注4) 代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株損害保険ジャパン（東京証券取引所・大阪証券取引所・名古屋証券取引所・福岡証券取引所・札幌証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

（1株当たり情報）

前事業年度 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	当事業年度 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
1株当たり純資産額 169,700.38円 1株当たり当期純利益金額 23,006.57円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	1株当たり純資産額 137,394.21円 1株当たり当期純損失金額（ ） 30,793.19円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額（ ）については、潜在株式が存在しないため記載していません。

（注）1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（ ）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	当事業年度 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	226,844	303,620
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	226,844	303,620
期中平均株式数（株）	9,860	9,860

（重要な後発事象）

前事業年度 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	当事業年度 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
	平成21年4月28日、当社を委託会社とする私募投資信託（既償還済）の関係者より、第二東京弁護士会仲裁センターに解約代金に係わる和解あっせんの申立てがなされました。当社は本申立てに対して、あっせん手続きの中で紛争解決に向けて協議を行っております。 なお、申立書によると、当該関係者による請求額は本申立時点で約12億7,000万円であります。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第25期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)
区分	注記 番号	金額(千円)
(資産の部)		
流動資産		
1 現金及び預金		857,718
2 未収委託者報酬		486,469
3 未収運用受託報酬		327,776
4 未収収益		59
5 その他		41,701
流動資産合計		1,713,724
固定資産		
1 有形固定資産	1	35,878
2 無形固定資産		4,535
3 投資その他の資産		
(1) 長期差入保証金		233,555
(2) その他		19,338
投資その他の資産合計		252,893
固定資産合計		293,307
資産合計		2,007,031

		第25期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)
区分	注記 番号	金額(千円)
(負債の部)		
流動負債		
1 預り金		7,539
2 未払金		
(1) 未払手数料		208,885
(2) その他未払金		299,505
未払金合計		508,391
3 未払費用		127,179
4 未払法人税等		4,264
5 賞与引当金		81,696
6 本社移転費用引当金		15,855
7 その他	3	17,321
流動負債合計		762,248
固定負債		
1 退職給付引当金		19,345
2 繰延税金負債		229
固定負債合計		19,574
負債合計		781,822
(純資産の部)		
株主資本		
1 資本金		1,200,000
2 資本剰余金		
(1) 資本準備金		154,824
資本剰余金合計		154,824
3 利益剰余金		
(1) その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		129,950
利益剰余金合計		129,950
株主資本合計		1,224,874
評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金		334
評価・換算差額等合計		334
純資産合計		1,225,209
負債・純資産合計		2,007,031

(2) 中間損益計算書

		第25期中間会計期間 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日	
区分	注記 番号	金額（千円）	
営業収益			
1 委託者報酬		997,920	
2 運用受託報酬		421,788	1,419,708
営業費用			
1 支払手数料		450,057	
2 広告宣伝費		2,420	
3 公告費		1,105	
4 調査費		327,151	
(1) 調査費		159,266	
(2) 委託調査費		167,112	
(3) 図書費		772	
5 営業雑経費		56,029	
(1) 通信費		8,344	
(2) 印刷費		42,513	
(3) 諸会費		5,171	836,765
一般管理費			
1 給料		377,857	
(1) 役員報酬		13,800	
(2) 給料・手当		327,606	
(3) 賞与		36,451	
2 福利厚生費		51,384	
3 交際費		822	
4 旅費交通費		7,307	
5 法人事業税		3,119	
6 租税公課		1,270	
7 不動産賃借料		78,330	
8 退職給付費用		7,986	
9 賞与引当金繰入		81,696	

		第25期中間会計期間 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日	
区分	注記 番号	金額（千円）	
10 固定資産減価償却費	1	6,687	
11 諸経費		98,957	715,419
営業利益又は営業損失（ ）			132,476
営業外収益			
1 受取配当金		150	
2 受取利息		418	
3 為替差益		24	
4 雑益		3,264	3,857
営業外費用			
1 有価証券償還損		32	
2 雑損		153	186
経常利益又は経常損失（ ）			128,805
特別利益		-	-
特別損失		-	-
税引前中間純利益又は税引前中間純損失（ ）			128,805
法人税、住民税及び事業税		1,145	
法人税等調整額		-	1,145
中間純利益又は中間純損失（ ）			129,950

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第25期中間会計期間
自平成21年4月1日
至平成21年9月30日

株主資本

資本金

前期末残高	1,200,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,200,000

資本剰余金

資本準備金

前期末残高	202,677
当中間期変動額	
資本準備金からその他資本剰余金へ振替	47,853
当中間期変動額合計	47,853
当中間期末残高	154,824

その他資本剰余金

前期末残高	-
当中間期変動額	
資本準備金からその他資本剰余金へ振替	47,853
欠損填補	47,853
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	-

資本剰余金合計

前期末残高	202,677
当中間期変動額	
欠損填補	47,853
当中間期変動額合計	47,853
当中間期末残高	154,824

利益剰余金

利益準備金

前期末残高	33,895
当中間期変動額	
欠損填補	33,895
当中間期変動額合計	33,895
当中間期末残高	-

第25期中間会計期間
自平成21年4月1日
至平成21年9月30日

繰越利益剰余金	
前期末残高	81,748
当中間期変動額	
欠損填補	81,748
中間純利益又は中間純損失()	129,950
当中間期変動額合計	48,202
当中間期末残高	129,950
利益剰余金合計	
前期末残高	47,853
当中間期変動額	
欠損填補	47,853
中間純利益又は中間純損失()	129,950
当中間期変動額合計	82,097
当中間期末残高	129,950
株主資本合計	
前期末残高	1,354,824
当中間期変動額	
中間純利益又は中間純損失()	129,950
当中間期変動額合計	129,950
当中間期末残高	1,224,874
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	117
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	452
当中間期変動額合計	452
当中間期末残高	334
評価・換算差額等合計	
前期末残高	117
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	452
当中間期変動額合計	452
当中間期末残高	334
純資産合計	
前期末残高	1,354,706
当中間期変動額	
中間純利益又は中間純損失()	129,950
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	452
当中間期変動額合計	129,497
当中間期末残高	1,225,209

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	第25期中間会計期間 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日
<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>有価証券</p> <p>(1) その他有価証券のうち、時価のあるものについては、中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>(2) その他有価証券のうち、時価のないものについては、移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">建物 3～13年 器具備品 3～20年</p> <p>(2) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>外貨建金銭債権債務は、中間計算期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第25期中間会計期間末 （平成21年9月30日現在）
1 有形固定資産の減価償却累計額 2 偶発債務 3 消費税等の取扱い	114,032千円 平成21年4月28日、当社を委託会社とする私募投資信託（既償還済）の関係者より、第二東京弁護士会仲裁センターに解約代金に係わる和解あっせん の申立てがなされました。申立書によると、申立人による請求額は申立時点において約1,270百万円 でした。その後、平成21年9月30日にあっせん人ら意見書が提示されました。あっせん人ら意見書によれば、当社は申立人に対して約362百万円および 関連遅延損害金の支払義務を有するとの見解があります。当社は、あっせん人ら意見書につき、当社の見解と照らし合わせ十分な検討を行なうと ともに、本件解決をはかるべく、引き続き努めております。 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

項目	第25期中間会計期間 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日
1 減価償却実施額	有形固定資産 6,687千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第25期中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期 間増加株式数 （株）	当中間会計期 間減少株式数 （株）	当中間会計期間 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	9,860	-	-	9,860
合計	9,860	-	-	9,860
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2．配当に関する事項

当中間会計期間における剰余金の配当金支払額はありません。

（リース取引関係）

第25期中間会計期間
自 平成21年 4 月 1 日
至 平成21年 9 月30日

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

器具備品であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)
器具備品	22,549	11,064	11,484
合計	22,549	11,064	11,484

未経過リース料中間期末残高相当額

1年内	4,606千円
1年超	7,526千円
合計	12,133千円

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	3,164千円
減価償却費相当額	2,821千円
支払利息相当額	339千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（減損損失について）

リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

第25期中間会計期間末（平成21年9月30日現在）

1. 時価のある有価証券

	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
(1) 其他有価証券 その他	3,000千円	3,564千円	564千円

2. 時価評価されていない有価証券

	中間貸借対照表計上額
(1) 其他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	15,750千円

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第25期中間会計期間 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日	
1株当たり純資産額	124,260円54銭
1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間純損失金額（ ）	13,179円55銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間純損失金額（ ）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第25期中間会計期間 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日
中間純利益又は中間純損失（ ）	129,950千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益又は中間純損失（ ）	129,950千円
普通株式の期中平均株式数	9,860株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと、
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと、
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

平成21年4月28日、当社を委託会社とする私募投資信託（既償還済）の関係者より、第二東京弁護士会仲裁センターに解約代金に係わる和解あっせんの申立てがなされました。申立書によると、申立人による請求額は申立時点において約1,270百万円でした。その後、和解あっせんを経て当社は、平成21年12月21日に和解あっせんの申立人らと仲裁合意し、平成22年1月22日仲裁判断書を受領しました。これに基づき、仲裁申立人に対して遅延損害金を含めた約413百万円の支払いが確定し、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度に特別損失として計上することになります。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

資本金の額

247,260百万円（平成21年9月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成21年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

（単位：百万円、平成21年9月末現在）

名称	資本金の額	事業の内容
エイチ・エス証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937	
かざか証券株式会社	15,446	
大和証券株式会社	100,000	
大和証券キャピタル・マーケット株式会社	255,700	
中央証券株式会社	4,374	
東海東京証券株式会社	6,000	
東洋証券株式会社	13,494	
のぞみ証券株式会社	2,091	
浜銀TT証券株式会社	3,307	
ばんせい山丸証券株式会社	1,558	
前田証券株式会社	2,198	
丸三証券株式会社	10,000	
みずほ証券株式会社	125,167	

名 称	資本金の額	事業の内容
みずほインベスターズ証券株式会社	80,288	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJ証券株式会社	(1) 3,000	
ユニマット証券株式会社	300	
楽天証券株式会社	7,477	
株式会社大垣共立銀行	36,166	銀行法に基づき銀行業を営んでおります。
株式会社静岡銀行	90,845	
株式会社筑波銀行	31,368	
株式会社もみじ銀行	74,965	
第一生命保険株式会社	(1) 210,200	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。
株式会社損害保険ジャパン	70,000	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

(1) 平成22年4月1日現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理業務等を行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付等を行います。

(2) 販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

株式会社損害保険ジャパンは、委託会社である損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の筆頭株主であり、その保有株式数は11,802株、持株比率は70.0%です。

第3【その他】

1. 目論見書の表紙に、委託会社及び販売会社の名称を記載し、当ファンド、委託会社及び販売会社のロゴマークや図案を表示し、イラスト、写真等を採用することがあります。また、目論見書の表紙に、当ファンドの概略的性格を表示する文言を記載することがあります。さらに、目論見書の裏表紙に当ファンド及び委託会社のロゴを記載することがあります。
2. 金融商品取引法第13条第2項第1号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」という名称を使用することがあります。また、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の別称として「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）の表紙あるいは裏表紙に、金融商品取引法に基づき、投資家の請求により交付される目論見書である旨を記載することがあります。
4. 投資信託説明書（交付目論見書）の巻末に信託約款を掲載し、「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該信託約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
5. 本有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の主要内容を要約し、「ファンドの概要」として、投資信託説明書（交付目論見書）の冒頭に記載することがあります。
6. 本有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、取得申込者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況 5 運用状況」及び「第三部 ファンドの詳細情報」中「第4 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」の情報の一部をグラフ化し、目論見書中に「運用の状況（概要）」として記載することがあります。
7. 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
8. 投資評価機関、投資評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
9. 投資信託説明書（交付目論見書）の巻末に用語集を掲載する場合があります。
10. 投資信託説明書（交付目論見書）の表紙裏などに「当ファンドをお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするもの」として以下の内容を記載することがあります。
 - ・ お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書（交付目論見書）を十分にお読みいただき、当ファンドの内容をご理解のうえ、お申込みいただきたい旨を記載した内容。
 - ・ 当ファンドに係るリスクについて、投資信託説明書（交付目論見書）「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク」を簡略化し、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動等および当該ファンドの販売等を行う者その他の者の業務又は財産の状況の変化等より損失を被ることがある旨の内容。
 - ・ 当ファンドに係る手数料等について、投資信託説明書（交付目論見書）「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」を簡略化した内容およびその他の費用については、運用状況等により

変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができない旨、ならびに当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なるため表示することはできない旨の内容。

独立監査人の監査報告書

平成20年9月8日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田 満雄 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大村 真敏 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている損保ジャパン日本株オープンの平成19年7月18日から平成20年7月15日までの第10期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン日本株オープンの平成20年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年2月26日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 真敏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている損保ジャパン日本株オープンの平成20年7月16日から平成21年1月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、損保ジャパン日本株オープンの平成21年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成20年7月16日から平成21年1月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満雄 印

業務執行社員 公認会計士 白倉 健司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年9月3日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大村 真敏 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている損保ジャパン日本株オープンの平成20年7月16日から平成21年7月15日までの第11期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン日本株オープンの平成21年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年3月5日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 真敏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている損保ジャパン日本株オープンの平成21年7月16日から平成22年1月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、損保ジャパン日本株オープンの平成22年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成21年7月16日から平成22年1月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満雄 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白倉 健司 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 真敏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、平成21年4月28日、会社を委託会社とする私募投資信託（既償還済）の関係者より、第二東京弁護士会仲裁センターに和解あっせんの申立てがなされた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 真敏 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

注記事項（中間貸借対照表関係）2．偶発債務に、係争事件に関する記載がなされている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。